

福祉課長 前野幸代
児童課長 渡辺秀樹
都市計画課長 竹川 彰
生涯学習課長 八木春美
図書館長 奥田和彦

総合福祉センター
所 長 佐野 隆
農政課長 半田安利
下水道課長 橋村正則
十四山スポーツ
センター館長 花井明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 伊藤邦夫
書 記 岩田繁樹

書 記 佐野智雄

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に入ります前に、本日、三宮十五郎議員から欠席の届けが出ておりますので、報告をいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず鈴木みどり議員、お願いします。

3番（鈴木みどり君） おはようございます。3番 鈴木みどりでございます。

通告に従いまして、自転車交通マナーについて質問をさせていただきます。

まず最初に、一般市民の方からの要望を読ませていただきます。

近年、自転車事故が急増していることについて、いろいろな要素があるかと思えます。我々自動車の運転手として、自転車に乗る者のルールマナー違反者ほど怖いものはありません。自転車事故の多い要素は、何といたっても夜間での無灯火、路地から大通りに出る際の飛び出し、右側通行等々が考えられます。ただ、自転車乗りだけではなく、自動車運転手も安全を確認して運転をしなければならないことは言うまでもありません。しかし、自動車運転手は、急にはとまれないことを自転車乗りの者は知ってもらいたいことを理解していただきたいと思えます。

いずれにしても、自転車は軽車両であること、罰則があることを再認識していただくことが必要であろうと考えられます。

いずれにしても、自転車に乗る者も自動車を運転する者も、お互いに気をつけて、安全・安心して日一日を過ごせたらと思えます。

特に夕方から夜間にかけての自転車の無灯火走行、学生の並列走行、右側走行、2人乗り走行など、極めて危険な走行が目立つ今日、市として教育していく必要があるのではないかと思います。

最後に、一市民として、安全・安心に暮らせることを願うものとして申し上げたいと思

ます。

これは、誰しも感ずるものだと思います。自転車は、幼児から高齢者まで幅広く皆さんが利用しています。車の運転はできないけど、自転車なら乗れるという方も多くいらっしゃいます。私たちの一番身近な乗り物と言えるでしょう。子供のころ、初めて自転車に乗れたうれしさに、少し遠くに遊びに行ったものでした。しかし、自転車が車両なんだということ、自転車の交通ルールを守らなければならないとか、全く意識なく乗り回していたものです。当時、それほど自転車の交通ルールにしても、しっかり学んだという記憶がありません。結果、大人になってもそういう意識が薄くなってしまっています。昔は車も少なく、それでも通ったのですが、今の時代は、しっかりと子供のうちから自転車の乗り方についてはルールというものを教えてあげなければいけないと思います。

歩道を走る自転車に対しても、12歳までの子供と70歳以上の高齢の方は認められています。そのほか、車道や交通状況で自転車の安全確保をするため、やむを得ない場合に通行することができます。歩道を走る自転車は、子供でも高齢者でも歩行者優先は言うまでもありません。車社会へと変わってきた現在では、この交通ルールを守らないで走る危険自転車は、自転車運転手はもとより、車を運転している人、歩行している人たちにも大変大きなリスクを負うことにもなりかねません。

今、弥富市での交通課題の1つは、高校生の通学時の自転車マナーが周知していないことではないでしょうか。携帯電話をかけながらの走行、これは5万円以下の罰金です。無灯火走行、これも5万円以下の罰金、並列走行、2万円以下の罰金、または科料です。信号無視、3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金、イヤホンをつけての走行、これも5万円以下の罰金です。そして大人の飲酒運転ですけれども、5年以下の懲役、または100万円以下の罰金などです。これらは本当に危険です。また、これらは道路交通法違反でありまして、このように罰金が発生するということです。恐らくこのような運転をしている者は、自分は違反しているということさえわからなく走っているのだと思うくらいです。通学時に走る自動車運転手の方は、一度は冷やりとされた経験があるのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、市として弥富市を走る学生・生徒などの自転車マナーについてどのように指導をしてきましたか、お尋ねします。お願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

御指摘のとおり、自転車は気軽に利用できる反面、その危険性を実感として感じにくく、私も車を運転するようになってから自転車の危険性を実感したような記憶がございます。学生に限らず、自転車の乗り方には問題がある場合が多くあるように感じております。

市として、高校生に対して直接指導はしておりません。高校生に対する交通安全教育につ

きましては、これは海翔高校の場合でございますけれども、年3回行っているということでございます。本年も5月には、自転車に対する交通安全教室を蟹江警察署の協力により開催したということを聞いております。

また、小学生、中学生に対しての安全教育は高校生の交通マナーの向上につながると考えております。小・中学校では、年1回は安全教室を開催して、交通事故防止に努めているとのことでございます。

また、警察に関しましては、取り締まりでございますけれども、年に12回程度ということで、自転車に対する取り締まりを行っているということを聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

指導とか、いろいろ学校なんかでやられてはいるんですけども、なかなか改善されないというところもありまして、やっぱり今までと同じような指導では、今までとは変わらないということになるんじゃないでしょうか。どうしたら改善できるのかを、やはり行政、学校、警察、そしてボランティアの方々なども一緒になって話し合っ、そしていい知恵やアイデアがあれば、そういうのをいっぱい出していただいて、交通ルールマナーを正しく伝えていけたらと思います。

高校生に限らず、自転車事故については高齢者がとても多いと聞きます。特に高齢者の自転車事故は、自宅近くの交差点で多いと聞きます。油断は禁物ということですが、ことしの1月から7月末までの弥富市における自転車事故は、28件あるそうです。その中で死亡事故が1件、負傷事故が27件、そのうち2件が高校生だそうです。これは自転車同士の事故で軽傷だったそうですけれども、今後、市として自転車事故をなくすためにはどのようなお考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 自転車のマナー向上でございますけれども、こちらは高齢者を含めた交通安全教育というものが重要だと考えております。警察も特に高齢者の事故が多いということで、高齢者に対する講話等を非常に力を入れてやっていただいているというのが現状でございます。

また、施設整備ということも大切なことでございます。市役所前や交番前の交差点のように、スクランブル方式によって車と自転車や歩行者の分流などを行うというような安全対策も重要になると考えております。

また、交通安全教育や施設整備につきましては、警察とも連携をとりながら今後も進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

やはり課題としては、警察のほうも示しているように、推進すべく対策として、自転車の交通環境の確立、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、自転車利用者に対する周知徹底、自転車安全教育の推進などありますが、こちらのほうをぜひ実行していただきたいと思います。

それで、弥富市にある高校の通学に、少しでも自転車の事故を減らすためにもきんちゃんバスを利用してはどうかと考えますけれども、きんちゃんバスは、福祉バスから通勤・通学にも利用していただけるようダイヤも改正されました。

きんちゃんバスの利用を学校の働きかけたことはありますか。また、現在、どのくらいきんちゃんバスが通学に利用されているのかをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） きんちゃんバスの利用啓発についてでございますけれども、以前、高校の校長先生と御一緒する会議がございました。そういった席におきましても、利用についてのお願いをしております。また、学校に対しまして時刻表を配布しております。

そういったことで、現在、啓発を進めておるわけでございますけれども、弥富高校に対しましては、朝1便でございますけれども、利用していただける時間帯の運行は行っておりますけれども、実質的に利用には結びついていないというのが現状でございます。また、海翔高校につきましては、ダイヤの関係がございまして、通学に使える時間帯の運行が現在行われていないということが現状でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） コミュニティバスが買い物だとか病院に行くためにもコミュニティバスとして走っていますけれども、その中に通勤・通学にも利用してもらいたいということでバスを走らせていると思うんですが、海翔高校の時間には合わせていないというのは、ごめんなさい、私、知らなかったんですけども、今後、その時間帯を合わせるようなお考えはありますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 以前、海翔高校にも使っていただける時間帯のバスを運行しておりましたけれども、現実的に利用がなかったということの中で、コミュニティバスの朝夕の減便の中で、この時間帯の運行がなくなったという形で御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 学校に対しても余り働きかけもなかったということで、きんちゃんバスのほうもちょっと利用者が少なかったというふうに私は理解しますが、新年度が始まる

前に、やはり学校のほうに、安全のためにもぜひきんちゃんバスを利用していただけるように進めていただきたいなあと思っていたんですけども、タイヤがないということだと、ちょっとそれも無理かなあとと思いますが、安心・安全に弥富のまちが車も自転車も歩行者も走れるよう、歩けるように、私たちも意識していかなければならないと思います。きんちゃんバスを利用したらどうかなと思ったのはちょっと残念ですけども、今後とも市として、小学校、中学校、高等学校などの教育機関における自主的な自転車安全教育の実施をお願いします。

続いて、再生可能エネルギーについて質問をしたいと思います。

東日本大震災後の福島原子力発電所の事故が私たちに与えた影響は、原子力に対する社会的な信頼、そして私たち主婦も大きな打撃を受けました。夜の街ではこうこうとネオンが光り、高層ビルの窓には電気がともされています。そして家庭では、スイッチを押せば当たり前のように電化製品が動き、電気を使うことに対しても何も考えることもなく、快適に生活をしてきました。電気・ガスなど、お金を出せばいつでも買うことができ、誰でも使うことができたのです。福島原発の事故以来、当たり前のように使っていた電気は、エネルギー資源なのだと改めて自覚したのは私だけではないと思います。

日本のエネルギー自給率は18%で、原子力を輸入とした場合は4%と、先進国最低レベルです。資源に乏しい日本では、エネルギー資源のほとんどが輸入に頼っている状態です。そんな中で、起きてはならない原発の事故でした。原発の安全を信頼していた私たちの思いは打ち消されてしまいました。それ以後、私たちは節電節電と、電気を大切に使うようになってきました。今までのように、いつでも、誰でも、幾らでも電気が使えるとは限らないのです。

そんな中、今、注目されているのが太陽光発電です。弥富市でも設置する場合、1キロワット当たり2万円、上限8万円の補助金が出ているとお聞きしていますが、補助金を出すようになって現在までにどのくらい申請がありましたか、年度ごとにお聞きしたいと思います。

議長（佐藤高次君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 鈴木議員にお答えします。

平成20年度より地球温暖化防止対策の一環として太陽光発電設置の補助金を始めて、20年度に18件、21年度64件、22年度55件、23年度81件の補助金を交付しており、今年度につきましては、75件分の予算のうち、8月末現在、55件の申請となっております。以上です。

議長（佐藤高次君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

21年度は64件ですか、22年度が55件、21年度が64件で22年度が55件というのは、ちょっと22年度に減っていますけれども、23年の震災があったからだと思いますが、急にふえてきて

いるなあと思うんですが、これから新築される市民の方は、恐らく太陽光の設置を検討される方もいらっしゃるかと思います。

新聞に、太陽光や風力など再生可能エネルギーで発電した電力の買い取りを電力会社に義務づける固定価格買い取り制度のことが掲載されていました。これは再生可能エネルギーを普及させるため、発電させた電力を全量電気会社が買い取る新しい制度ですが、一般家庭では余剰分だけ買い取るというものです。太陽光発電の余剰電力買い取り制度は、電力会社が買い取る費用を太陽光発電促進賦課金として私たちの電気代に含まれます。太陽光発電機をつけていない家庭に、買い取り金額が電気代に加算されてしまうという不平等さが出てきています。

しかし、再生可能エネルギーは、コストも高く、太陽光発電に関する苦情も大変多くなってきたと言われています。例えば、隣の家に取りつけた太陽光発電機の反射光がまぶしいとか、訪問販売で十分な説明もなく契約してしまったり、補助金を理由に契約を急がせたり、そんな事例も、弥富市ではないですけれども、あります。

これは消費生活センターに寄せられたある苦情の一例ですが、電話があり、かねてから興味があった太陽光発電システムの説明を受けることにした。屋根に太陽光発電システムを乗せると、家庭で利用する電気が賄え、余った電気は電力会社に売電できる。さらに、自然冷媒ヒートポンプ給湯機とIHクッキングヒーターを設置すれば電気代が安くなるので売電量がふえる。全部で460万円だが、100件限定で自治体から助成金が受けられ、10年で元は取れると4時間ほど説明され、契約した。急がれた感じがする、解約したいというものです。

弥富市では、今までにそういうことに対する苦情というものはあったのか、なかったのかでいいですので、お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 環境課のほうに1件、苦情がありました。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 1件ということは、やはり細かく聞くといけないので、今後、多くの人が太陽光発電機を設置されると思いますが、当然このような苦情や問題点が多くなってくると思います。

これは、またある1つの例なんですけれども、太陽光発電機をつけているんですけども、雪どめがないために雪が積もって、天気が回復して、その解けた雪が、太陽光パネルがフラットなのでどかーんと隣の家に着てきてしまうとか、そういう苦情もあると聞きます。太陽光発電機そのものは本当にいい商品だと思いますけれども、またそれを扱う悪徳業者が今後ふえる可能性もあると思います。市として、今後、起こり得るさまざまなクレームに対してどのように取り組んでいく方針か、お答えください。



議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

横浜市で屋根の南側と北側に太陽光パネルを設置し、北側のパネルの反射光が隣家にとっては受忍限度を超えるまぶしさがあると裁判所から認定され、北側のパネルの撤去と損害賠償を支払うよう命じていることは承知しています。

本市では、交付決定通知書の中に「近隣の方の迷惑にならないよう、反射光を考慮の上、パネルの角度等を調整してください」の文言を付記しており、また設置業者にも補助金申請時に指導しております。

太陽光発電の設置をお考えの方は、2社以上の業者から見積もりをとることをお勧めしています。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 例えば、その2社以上の見積もりというのをお勧めしていると言われましてけれども、値段とか、そういうものに対しての標準価格とか、そういうものに対しては別に指導というものはないんですかね。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 国の補助金の中で限度額の金額が決まっておりますので、それ以上のことはほとんどないと思いますので、お答えいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

最後に、市として太陽光発電とか風力発電、太陽熱、バイオマスなどいろんな再生可能エネルギーがあるんですけども、市としてこの再生エネルギーについてどのように考えていらっしゃるのか、また何か取り組んでいく考えがあるのかをお聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

鈴木みどり議員の御質問に対して御答弁させていただきます。

一昨年、東日本大震災から1年半が過ぎようとしている今日でございます。そして同時に起きたのが福島第一原発の事故でございます。全く収束のめどが立たないのが現状でございます。多くの国民の皆様が周知するところでございます。また、その風評被害ということが大変厳しい状況にもあります。

また、周辺20キロ圏内における住民の皆様、約16万人がいまだ自分のふるさとに帰れない、そんな厳しい現実があるわけでございます。

そういう状況が続いた後、この夏には大飯原発の再稼働について国民的な、いわゆる判断

ということに対するさまざまな意見が集約されました。そして国といたしましては、国のエネルギー政策ということを具体的に検討していかなきゃならないという形で、いろんな形で国民会議が今持たれている状況でございます。

脱原発、あるいは原発ゼロの社会に向けての国民的な運動、そういったことも盛り上がっていることも事実でございます。

そしてまた、8月末に内閣府から発表されました南海トラフの巨大地震に対するさまざまな恐怖、あるいは事故に対する安全性、そういうことが大変心配をされる今日でございます。

エネルギー政策は国の大きな政策でございますので、国のほうがしっかりとした指針をつくるべきであろうというふうに思っているところでございますが、この福島第一原発の事故以来、国民の考え方、意思というものを、やはり政府はしっかりと耳を傾けて聞く必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

そういう状況の中で、時間は少しかかるかもしれませんが、やはり自然エネルギー、再生エネルギーにシフトしていくのが正しい、そういうふうに思っておるところでございます。

そういう状況の中において、それぞれの自治体が今取り組んでおりますのが太陽光発電の装置の設置でございます。先ほど議員のほうからも御指摘がありましたように、私どもといたしましては、その補助政策を数年前から実施しておるところでございます。その件数も右肩上がり伸びておる、そういう状況でございます。今年度に対しても、恐らく12月で補正をお願いしていかなければならないような状況にもあるということでございます。1キロワット2万円、合計4キロワットで8万円の補助をさせていただき、その装置をつけていただくわけでございます。

また、過去から公共施設の建設という形の中においては、弥生保育所から太陽光のパネルを設置いたしました。これは、今現在建設中でございます、この9月に正式な小学校名をお願いしております（仮称）第2桜小学校におきましては、太陽光発電を数多く取り入れ、普通教室でその発電された電力を使っていきたい、そんなふうにも思っております。

また、白鳥保育所の建設計画におきましても、太陽光のパネルを設置していきたい、そんなことを考えております。

また、きのう、那須議員にもお答え申し上げましたけれども、市民の方から約30アール、約3,000平米の土地において太陽光パネルを設置したいという申請がございました。総枚数が1,068枚という枚数でございます。これが農業委員会のほうに申請が上がり、私どもとしては県の認可をいただくよう、今、手続をとっているところでございます。恐らくこれは2種の農地ということも含めまして、許可をいただけるのではないかというふうに思っております。そういう状況になりましたら、1日で一般家庭400戸分のパネルが弥富インターの近

くに行けるといいう状況でございます。

そのような形で市民の皆様に対しても、いわゆる自然エネルギー、再生エネルギーに対するさまざまな形での啓発活動にもなっていくのではないかなあというふうにも思っているところでございます。

いずれにいたしましても、脱原発、あるいは原発ゼロという形に対しての再生エネルギーの国民的な運動は、これからもますます高まっていくのではないかとこのように思っているところでございます。

市といたしましても、その辺のところを十分鑑みながら、具体的な計画に着手していきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 次に武田正樹議員、お願いします。

16番（武田正樹君） 16番 武田です。

通告に従いまして、2点について質問したいと思っております。

まず最初に、地域に伝わる伝統芸能の継承と維持について質問したいと思います。

各地域に伝わる伝統芸能の現状について、まず伺いたいと思います。

各地域のお祭りも近づいてまいりました。各地域にはお祭りに披露される昔から伝わる郷土芸能があります。神楽太鼓、石取、獅子舞、剣舞、舞など多くの伝統芸能があります。この時期になりますと、伝統芸能の練習にも特に熱が入ってくるころだと思われま。ただし、最近では後継者のなり手がなく、少ない、指導者も少なくなってきた。また、指導者も、仕事の都合などでなかなか練習にも参加できないという話を聞きます。

各地域の現状についてお聞かせください。文化財保存会に加盟している地域は、何地域あるのでしょうか、各地域の現状はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

議長（佐藤高君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 伝統芸能の現状についての御質問にお答えいたします。

弥富市文化協会に加盟している団体は50地区あり、その活動内容については、有形のもの、神楽33地区、石取12地区、無形のものとしまして、獅子舞6地区、剣舞1地区、舞、踊りですけれども、4地区となっております。合計50を超えておりますのは、複数の活動をしてみえることから重複もあるためです。

芸能大会の状況につきましては、参加地区は減少傾向にありますが、参加を取りやめる地区におかれましては、地元の祭りでも活動をやめられてしまうという、そういった現状があります。

入場者数についてですけれども、統計はとっておりません。出演者の関係者が多いということはございますが、会場設営の関係で床で観覧していただいておりますけれども、会場に折り畳み椅子などを用意して腰かけてごらんいただけるようにしたところ、文化展との同時開催もあり、一般の方の来場は若干ふえているという現状もございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

先に回答されましたので、申しわけありませんけれども、実際、発表の場となっている弥富市文化芸能大会の現状についても後でお伺いしようかなと思ったら、先に回答されましたので、私のほうもちょっと調べさせていただきましたら、参加地域とか参加種目については、平成21年度の第4回大会で17地域、17種目ありました。それが平成22年度の第5回大会では14地域、14種目、昨年の第6回大会では14地域、15種目で、参加地域はだんだんに減ってきていると思われます。この現状についても、皆さんに十分御理解していただきたいなと思います。

引き続きまして、伝統芸能の今後の取り組みについてどう考えてみえるか、お伺いしたいと思います。

今の現状のままだと、だんだんと昔から伝わる地域の郷土芸能が消えていくおそれがあると思われます。今後、後継者、指導者の不足にどう取り組まれるのか、お聞かせください。また、指導者がなくては後継者もふえてきません。指導者の育成をどう確保されるのか、その辺もお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 指導者、後継者の育成ということでございますが、各地区では、子供会さんに依頼することにより後継者の拡大を図ったり、市としましては、伝承活動をしてみえる団体に対して無形文化財伝承活動奨励補助事業という形で活動費を補助しています。

また、活動につきましては、ほとんどの地区が小学生を対象としてみえますが、青年が主体となる獅子舞などでは、仕事など日常生活があるため練習日に集まるのが困難であり、伝承活動には支障を来してみえます。

指導者の方につきましては、高齢化があるものの、中には世代交代が進んでいる地区も見受けられます。

また、発表の場としまして文化財保存会主催の芸能大会、さらには老人ホームへ慰問しての発表、弥富春まつりなどがあります。

ほかにはドンチキチン祭りとして、前ヶ須・小島弥生台・前ヶ平・五明地区で実施してみえます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

実際、私も地元で何うんですけれども、指導者の方も大変苦労してみえます。そして各地域の方、指導者になられる方は、結構仕事がお忙しい方の年代が多いと思います。その辺でも、十分これから先、指導者の方に協力できるところは協力していただいて、やっぱりやっていただきたいなと思います。

もう1つ、発表の場としての文化芸能大会についても今後どうされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

参加地域と参加種目が減少しております。入場者数も減少しております。せっかくの発表の場である文化芸能大会が盛り上がりには欠けるということは、ちょっと寂しい限りであります。そして、これが何らかの形で、やっぱり芸能の衰退につながるのではないかと考えられますけれども、今後、文化芸能大会を何らかの形で盛り上げていただくためにも、何か新しい企画をお持ちでしたら、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 発表の場ということとか新しい企画ということについてでございますが、文化財保存会加盟団体につきましては、保存会に依頼があった場合、出演団体をあっせんし、保存会のほうから3万円、報償費を支出しております。これは1地区1回までということではありますが、外部団体からの出演依頼などはできるだけ受けるように保存会に働きかけますけれども、出演できる地区は限られており、機会がふえると、一部地区に負担がかかるという実情もございます。

新しい企画ということではありませんが、芸能大会を盛り上げる方策としまして、以前は市内向けだけでしたPRについて、今では海部地域の資料館、公民館、博物館、道の駅などへチラシを配布したり、クローバーTVさんにもお願いして文字放送を行っております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

いろいろな形で、例えばこれは、私1つの提案なんですけれども、今、コミュニティバスが走っております。今、広告を横の部分に載せておりますけれども、そういうところなどにも、やっぱり動く広告塔ですので、ああいう形のところでも宣伝していただくといいかなあと思っております。

そしてもう1点、これは課長さんにも、昔、お話ししたことがあるんですけれども、1点について、例えば芸能大会で、これはできるかどうかわかりませんが、順位をつけていただくと。これは「頑張ったで賞」とか、何かでいいと思うんです。1位、2位というのは難しいかもしれませんが、やっぱりある程度そういう賞をつくっていただくと、皆さん、結

構励みになって頑張ってもらっていただけるんじゃないかなあと考えておりますので、今後ともそういうことも検討していただきたいなあと考えております。

そして最後に、伝統芸能を今後とも続けていただくための方策として、ちょっとお伺いしたいと思います。

継承対象の子供も遊びが変わり、興味を持つ対象も変わりました。生活リズムも昔と大違いです。地区の祭事以外の発表の場を提供する企画、指導者育成、受け継ぐ子供と親の理解を深める活動が必要となります。伝統文化を支え、地域の結びつきを深める方策はないでしょうか。市としての考えをお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 武田議員の御質問にお答え申し上げますけれども、本当に歴史的な伝統文化というのが、その地域、まちから消えていくということは、これ以上の寂しいものはないというふうに私も思っておりますのでございます。

私ごとで大変恐縮でございますけれども、若いころには獅子舞にも直接参加をし、そして神楽をたたいた記憶があるわけでございます。そうしたことがきちっと伝えられないということについては、市としても責任を感じると同時に、もう一度何とかということにつきましては、議員と同じ考え方でございます。

ことは、これはインフォーマルな形でございますけれども、弥富市以外のところの文化芸能ということについて、私は御紹介することも大事じゃないかなあというふうに思っているわけでございます。

そんな形の中で、インフォーマルな形ではございますけれども、11月18日に「文化の集い」という形の中で、文化協会の皆様にもお力添えをいただきまして、東栄町の花祭というのがございます。これは本当に歴史的なものでございまして、五穀豊穰、あるいは家内安全、あるいはそういうさまざまなことに対する地域のお祭りでございます。この花祭を一度弥富の皆様にも見ていただきたい。

そしてまた、同じ開催という形の中で長久手の棒の手というのがございます。この芸能についても御紹介申し上げて、一度地域の住民の皆さんに見ていただいて、文化に対する、あるいは芸能に対する意識を違った形で起こしていきたいなあと考えているわけでございます。

初めての試みでございます。また、議員の皆様にも、ぜひ御参加いただきたいというふうにも思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの地域でまだまだ伝えていただける方がございますので、一度そういう方ともよく私どもとしてはお話をさせていただきながら、どのようにして継承していくかということをもたまた考えていきたいというふうに思っております。以上でござ

います。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。市長さんからありがたいお言葉をいただきました。

最後に、私のほうから一言、皆さんに、ちょっとこれは要望事項としてお願いいたします。

昔から地域に伝わる郷土芸能を一旦なくしてしまうということは、今度復活させるのは大変難しいことになります。伝統文化を支えて地域の結びつきを深めるために、現在、市として無形文化財伝承活動奨励補助事業として、平成24年度予算が210万計上されております。これは、1地域大体5万円が限度として助成されているものです。郷土芸能の道具類というのは特殊性が強いものが多く、高価なものが多くあります。道具類の更新・修理には、相当の経費がかかると聞いております。後継者、指導者の方々に伝統芸能を続けていただくためにも、市として無形文化財伝承活動奨励補助金の増額をぜひともお願いしたい。そして、できたら1地域5万円ではなく、10万円ぐらいの最低限の助成を、よろしくお願いいたします。これは要望事項ですので、あくまでそれでしておいてください。お願いいたします。回答はいいです。

それでは、次に移ります。本格運行後のコミュニティバスの利用状況と今後の課題についてお伺いしたいと思っております。これについては、きのう、平野議員、そして先ほど鈴木議員も一部触れられておりますので、私はできるだけ重複するところについては割愛させていただきたいと思っております。

それでは、まず最初に、本格運行後の利用状況についてお伺いしたいと思っております。

ことし4月1日に弥富市コミュニティバス、俗に言う「きんちゃんバス」の本格運行が開始され、5カ月が過ぎました。4月以降の乗車状況はどうなっているのでしょうか。また、定期券も販売されましたけれども、購入状況はどうなっているのでしょうか。

そしてもう1点お伺いしたいのは、市民生活の利便性向上と高齢者などの移動制約者の交通手段の確保のために運行されていると伺っております。4月以降の乗降客の多いバス停はどこでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

まず、実質的に5カ月が経過しておりますけど、データの的には7月までしか持っておりませんので、4月から7月までのデータということで御理解願いたいと思っております。また、本年度より日曜・祝日の運休がございましたので、そういったところも加味していただきたいと思っております。

23年度と24年度の比較という形でさせていただきたいと思っておりますが、23年度、運行日数に

つきましては122日のものが99日に減って、マイナス19%の減少でございます。乗車人員につきましては、2万1,865名のものが2万2,689名でプラス3.7%、平均乗車人員、1日当たりでございますけれども、乗車の少なかった日曜日・祝日の運休等がございまして、23年度が179人であったものが24年度につきましては229名で、プラス28%という形の増加になっております。

続きまして、定期券の販売状況でございます。同じく4月から7月までという形の実績で行わせていただきます。23年度につきましては22万3,900円、4、5、6、7、4カ月でございます。24年度につきましては25万8,300円ということで、13%程度の増加となっております。また、通勤定期ですけれども、若干販売実績が出てきたといったことで、通勤等にも使っていただける方が出てきたということが現実としてございます。

続きまして、乗車実績の多いバス停ということでございますけれども、各ルートごとに上位3つまでですけれども、発表させていただきます。まず、北部ルートでございます。こちらにつきましては、総合福祉センターが1位、それから市役所、イオンタウンの順となっております。東部ルートにつきましては、十四山総合福祉センター、鮫ヶ地、近鉄弥富駅南口の順になっております。続きまして、南部ルートでございますけれども、近鉄弥富駅南口、市役所、いこいの里の順となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

先ほど報告されました数を見ても、少しずつでも乗車率が上がってきているし、やっぱり通勤・通学に使われる方が結構ふえてきたと思います。

今、バス停をあえてお伺いしたのは、どこで一番乗降客が多いか、それによって大体皆さんどういう形で使われているかということがわかってくると思います。今後、またさらに利便性のよいためにダイヤ改正をされたりするときには、そういうことも考えていただいてやっていただくことが必要かなあと考えております。

次にお伺いしたいのは、例えば4月以降にダイヤ改正がされました。その中で、利用者の反応はどうかということをお伺いしたいと思います。特に利用者数が少ない日曜日とか祝日は運休にされました。そして朝・夕方の時間帯を減便されました。これについての利用者の反応はどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 利用者の反応についての御質問でございます。細かいことにつきましては、今現在、アンケート等も行っていて、各いろいろな意見がいただけるかと思っておりますけれども、直接防災安全課のほうにいただいた意見といたしましては、日曜・祝日については、はっきり言って心配しておりました。かなりいろんな御意見をいただ



くんじゃないかと思っておりましたけれども、結果といたしましては、数件、日曜日の運休について不便になったという御意見がございましたけれども、特に大きな反応という形ではいただいておりません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 次にお伺いするのは、4月から始まったことだと思いますけど、サイクル&バスライド駐輪場を4カ所設置されましたが、利用状況はどうなっているか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） サイクル&バスライドでございますけれども、実際に現地に行ってその自転車の数を数えたというようなことはやっておりませんので、個別のバス停の利用状況という形の中での推測になっております。それによりますと、余り利用されていないというのが現状かと思っております。今後、一層のPRが必要かなということを思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

確かにサイクル&バスライド駐輪場についての知名度が低いというのが第一の原因ではないかなと思っております。やっぱりある程度バス停まで、近いバス停の方はいいんですけども、やっぱり自転車である程度そこまで行くということで、駐輪場ができたらあったほうがいいかなという感じはしております。

それでは、次の質問をお伺いしたいと思います。より利用しやすい公共交通としての今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

平成23年度は、地域公共交通活性化協議会負担金として1億3,533万8,520円の支出がありました。本年度も1億1,300万円の予算が計上されております。きんちゃんバスの運行経費については、市としても大きな財政負担となっております。利用者の延べ総数、平成23年度、1年間で6万6,242人、1日平均184人、費用対効果の面から見れば余りよくないかもしれません。ただし、平成22年度の1日平均が172人だったことを見れば増加傾向にあると思われるます。

今後、きんちゃんバスの市民の足としての重要性を考えた場合、費用対効果を上げる工夫を考えてもらう必要があると思われるます。今後、どう取り組まれるのか、お聞かせください。また、利用者をふやすにはどうしたらいいのか、今後の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 費用対効果でございます。利用者の人数をふやすということ

も含めてでございますけれども、なかなか難しい問題でございます。現段階では、毎年行っているアンケートや乗降調査、現在、ODといひまして、どこから乗って、どこでおりたかといったような調査も行っているところでございます。そういったことによって、より効率的な運行というものを目指していかなきゃいけないなあということは考えております。ただし、なかなか特効薬的なものはないというのが現状でございます。現段階では、アンケートとか乗降調査などのものを中心にダイヤ編成を考えているといったことにとどまっております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 多分これは費用対効果の一環だと思うんですけども、これは各家庭に配布されました運行ダイヤのきんちゃんバスの時刻表です。この中の一番下の部分に協賛広告募集中とありますけれども、参考までに、これ何社ぐらいの応募があったんでしょうか、現在までに。

議長（佐藤高次郎君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） こちらのほうもなかなか集まらないというのが現状でございます。現在、2社がバス、それからバス停等にやっていただいております。これもどんどんふやしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、なかなか協賛していただく企業が少ないというのが現状であります。

議長（佐藤高次郎君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 私もこれは賛成なんです、協賛広告。私、これは大分前ですけども、横浜市がある程度公共交通を取り組んだ場合について、やっぱりあれだけの大都市でも赤字になっているということを伺いました。そのときの対策の1つとして、人口と、それから使用回数の面で相当違うかもしれませんけれども、相当協賛広告を募集しているみたいな話を伺いました。一面として、やっぱり費用対効果を少しでも上げるといふ、ちょっとそれと方向が違うかもしれませんけれども、少しでもそれで利益を上げていただい、存続していただくということは必要だなと思います。

〔発言する者あり〕

16番（武田正樹君） はい。

それでは、その次の質問に、最後の、これは私の質問というよりも意見としてお伺いしたいと思ひます。

弥富市の南部地域、それから東部地域は特にそうだと思うんですけど、比較的人口密度の低い地域であります。公共交通を維持するのは、費用の面を含めて大変な苦勞が必要になっております。しかし、利用率が低ければなくしてもいいというものではないと思ひます。高齢化がさらに進む将来を考える、また高齢者のみの世帯がふえた場合、さまざまな工夫をし

ながら公共交通を維持する必要があります。高齢者の自動車事故率の増加、これは高齢層の人口がふえれば当然のことですが、高齢者の自動車運転免許の維持が厳しくなることも予想されます。そんなときに、免許を返上しても利用できる公共交通機関があれば安心だと思われます。今後とも費用対効果を考慮していただき、利用者をふやす工夫をしながら、市民の足としてのきんちゃんバスの維持を、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、市長のほうから、今後とも公共交通についての考え方について一言お願ひしたいと思ひます。

議長（佐藤高き君） 服部市長。

市長（服部彰文君） コミュニティバスを運行させていただきましてから、もう3年経過するわけでございます。さまざまな形の中で検討委員会を設置し、その改善に努めてきたわけでございます。当初は国のほうの補助事業という形の中でこれをスタートさせていただいたわけでございますけれども、国の補助もさまざまな形でなくなってまいりました。

先ほど武田議員がおっしゃったように、全体の歳出といたしましては1億以上のお金がかかっているという状況でございます。そうした形の中で、より効率的に、なおかつ最大の効果が得られるような形で、市民の皆様からも多くのアンケートを含めまして御意見をいただいているところでございます。

第1段階といたしまして、平成24年度、今、運行日数が2割減っておるんですけれども、逆に乗車人数は3.7%伸びているという数字なんかも今報告させていただきました。こういった形の中で、日・祭日の便については休止をさせていただき、また夜遅い便については運休をさせていただきました。こういったことに対して、さらなる精査をしていかなきゃならないと同時に、もう一方では市民の皆様のご利便ということを、しっかりと私ども行政が考え直していかなきゃならないだろうというふうにも思っているところでございます。

いま一度運行ルート、あるいはダイヤ、そういったことについて検討を加えて、本当に市民の皆様のご足という形の中でのコミュニティバスという形で、その姿をしていかなきゃいけないというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、大変厳しい問題もあります。一方では、コミュニティバスという形とは違う形、例えば飛島さんがおやりになっているようなデマンド方式、こういったものについて、ある一定の数の予約を受け付けて、それについてどこへ行くという方法の新たな制度を考えていかなきゃならないかなあということも思っているわけなんです。これはコミュニティバスとは違った形での運用方式ということを、また研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高き君） 武田議員。

16番（武田正樹君） くれぐれも南部・東部地域については人口密度が低いところなんですの

で、コミュニティバス、今後とも工夫していただいで継続していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

あらかじめ3点ほど通告をいたしまして、質問をしたいと思っています。

まず最初に、市内の排水路の事業による目的、管理、役割についてでございます。

私の質問をしたいということは、この問題につきましては、今日までの、特に私どもの弥富の地理的条件というのは濃尾平野の中で低地にあり、市内のほとんどが海拔ゼロメートル以下、それに等しい状況であったと。そのために気候が温暖で、梅雨時期においても、台風時期、特に降水量が多く、今日まで水との闘いが続いた。

そういう状況の中で、将来の弥富市、弥富町を見て、それぞれこの排水路の計画管理があったと思います。まずその点について、市側がその状況の中で、目的、管理、役割についての考え方を御説明願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

排水路の用途、その目的、管理、役割ということでございますが、排水路の用途といたしましては、雨水、生活排水、農業の排水、これらの排水の施設でございます。

管理につきましては、各土地改良区で行っていただいでおるところでございますが、今日、公共下水道事業だとか集落排水事業の普及というものに伴いまして、今後、生活排水の量は減少してくるだろうということは予想されます。その後は雨水が中心となつての排水になってくると思われますが、そうなりますと集中豪雨だとか台風等、自然災害に対応するためにも大変重要な施設だと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 基本的には、今、農政課長がおっしゃったような状況が排水路の管理だと思っています。しかし、今、私ども歴史的にこういう状況の中で、例えばきのうも下水道の問題が議論されました。そうしますと、下水道の役割とは一体何なのか。さらには、農業集落排水、これも役割があったと思う。それで、特に下水道が完備されてくる、その状

況の中で水はきれいになり、そして魚がすめる、メダカがすんで、いわゆる自然の豊かなまちづくりができてくる、これは弥富市の基本計画に沿った1つの大きな課題だと私は思っています。

そういう状況の役割の中で、農政課長、少なくとも言ってほしかったのは、安心・安全な米づくりができると、ここをきちっと言ってほしかったなと思っています。特に北西地区においては、特に五之三の農業は、私も農家ですが、米が本当は高く買っただけ、その状況にあるということですよ。それは失礼だけれども、下水道の完備していないところとは違った米の味だと、これはもう既にその完成したところから言われている。

ですから、農業排水だけでなしに、都市も、例えば先ほどもありました、いわゆる防災、そのためには、例えば市内の中の狭隘道路をどう解消していくかということなどにおけば、その排水路がヒューム管といいますか、それを避難道路にすることもできるでしょう。そしてまた、農業でいえば、安心・安全な米づくりができる、野菜ができる、弥富市の生産アピールができる、これは私は大きな役割ではないのかなあということも含みながら、基本方針、いわゆる基本施策に沿って出されている部分を私自身も地域の皆さんにお話をさせていただいてきたところであります。

ですが、私は少なくとも、きのうからも議論があります費用対効果という部分は、収支の問題だけでなくして、やはり計画を立てる段階においては未来を、弥富市をどうつくっていくかという計画のもとに、その費用対効果というのはあるべき総合的な問題だというふうに理解をしながら、そこで一つ確認をしていきたいと思っていますことがあります。

それは下水道、農業集落排水ができてくる今日の中で、地域において、私のほうの地区ですけれども、都市化の中から農業用水が流れる。農業用水というか、もちろん役割が当初から排水の役割ですから、通るのは当然です。そういう状況の中で沈殿槽というところをつくられたわけですね。そういう状況の中で、今、地区として非常に困っていることは、污泥処理費が、当初その沈殿処理費が、実は13万円で終わっておったんです。当初、市も、町当時ですけれども、御存じのように農業集落排水ができた後、土地改良との話の中で13万の費用、今、私どもその管理をすることにおいて非常に苦慮されている状況があります。それはなぜかということ、宅地開発指導要綱が平成22年4月1日から、地域における下排水協議会の役割が一つ終わったというふうに理解をしているわけです。それは歴史の中にその下排水の係る協議会が少なくとも農業用水を守ったり、地域の污泥の処理をしたり、皆さんと共用・共同するために、そのお金を下排水にかかわるために、新興住宅として、また新しく建てかえる場合における排水の協力金をいただいておったわけですね。弥富市全体として22年当時、下水道が完備をしていく、交付をされていく状況の中で、基本的に宅地開発要綱がこの問題について、協議会がなくなったところがいっぱいあるんですね。私どもも、その協議会はなく

しました。それはなぜかという、必要がなくなった。許可を地域としてする必要がなくなったわけです。市役所だけで、当然個人の状況の許可がしていただくことの中で家が建っている。しかし、今まだ残っている部分もございますわね。12戸以上の集団的なアパート等を管理する場合には地域の許可は要ると、説明が要るという部分がございます。

それはそれといたしまして、私はそういう状況の中で今回のこの質問をするということは、歴史的な役割を持ってきた今日まで、さらにそれぞれの地域環境の中で、また市の施策の変更に基づいて共有をする部分、市が全体的にどうあるべきかということなどにおいて、この共同ますと言われるというか、砂をためるますの管理について地域も承知したことは、13万円というお金も将来を見越して、ある一定の金額を申し上げてなんですけれども、見込んだわけです。その約束の中には、下水道が完備をするまでという条文が土地改良との約束になっているんですよ。そうすると、平成15年に下水道をつくりましようと言われた。あわせて、12年ほどたてば、いわゆる下水道の収支における一定のめどが立つよと、そういう状況の中で積算をしながら下水道に対する考え方が示された。そのときの約束は、約12年間とっていました。ですから、そのときの役の人は、多分12年という、16年から12年と一、二、三年、26年ぐらいに終わるだろうと、こう思っておったわけですね。そうすると、13万円で12年、ああそうか、200万ありゃあいいだろうと、こういう状況だったのが、今ではいろんな形の中で、農地から水路から流れ込みながら、例えばそのますが3倍の料金と同時に、汚泥がいろんな設備の関係でふえちゃったと。

ですから、土地改良さんにも、農政課さんにも、今日まで、1つはこの沈殿ますのあり方の集積されている部分について保守管理も、もう少しお願いがしたいなということは申し上げてきましたけれども、その関係について来年度予算の中には盛り込んでいただけるかどうか、まずは1つ。

それともう1つは、そういう状況になったときに、私どもも地域における皆さん方が、それぞれそのますの最終的な状況ということになると、下水道の完備を早くやってほしいと。下水道の完備が出たということ、約束の事項の中に明記されています。このことは、地域もそれぞれ一定の理解をしつつ、その状況を認めてきた。しかしながら、そのような負担が増になっているので、市側も少なくとも排水の共有という部分でいくと、これも北のほうのある市が団地から出てくる下排水の問題、水の問題について、少しこれは不平等じゃないかというのは、もう既にこの地域で明らかになっていますね。そうすると、私どもこの地域で取り組まれてきたことについて、その問題を今市側に全面的に、少なくとも助けてくださいということではなくして、やはり地域に住む私どもの生活環境からすれば、地域の負担としていかにあるべきかという課題があるということですね。ですから、その件についても、軽減ないし今後のあり方について御答弁を願いたいと思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

過去の歴史の中で、さまざまな地域の中で排水路の設定であるとか、あるいはその排水路そのものにおいては、どこの用地を利用して、どういう形という形についてはそれぞれの土地改良区の中でお話をされ、進められてきたわけでございます。

先ほど伊藤議員のほうから、沈殿槽の問題につきましてお尋ねをいただきました。この問題につきましては、私ども所管とよく協議をさせていただきました。非常に公共性の認識は高いだろうというような状況を私どもとしては考えておるところでございます。そういった意味におきまして、この沈殿槽における維持管理費というものにつきましては、来年度から市の予算化をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 地域の皆さんに、それぞれ今後、この土地開発の要綱の変更と同時に、市側も今日の状況の中で御理解をいただき、地域として安心してそれぞれ生活環境を守っていく、より一層努力をするをお願いをしていきたいと思っています。その施策の方向について御回答いただきました。ありがとうございました。

それで、特に用排水の関係の問題、これは農業用水は現在はなくして、今後、雨水になっていく、その状況の中で側溝の問題もあろうかと思っています。市側もその点では承知をしてみえると思いますけれども、下水道が完備されていけば汚泥が、そして今側溝に流している分はなくなっていくと思いますね。そうしますと、側溝でも、ほうっておいても、地形上からは側溝が埋まっていくこともあります。そうなると思います。ですから、今後できることなら、今はロボットの時代になっています。側溝のふたを取らなくても側溝の管理が、ロボットがはいずってくれば簡単に側溝も清掃もできていく状況もあろうかと思っておりますし、あわせて避難道路、狭隘道路の解消になろうかと思っていますので、それぞれ今後の課題として、排水のあり方について一層御検討、施策の中で生かしていただけたらありがたいなあというふうに、私の考えている意見について申し上げます。

では、続きまして2点目の関係であります。自治会の運営と行政のあり方ではありますが、それぞれ昨日も本日も市長のほうからは、市行政として市・地区との共生・協働というのは、まさに3・11を振り返り、私どもに大きな課題であると同時に、それは市民としても約束を果たしていかなければならない、このことは私どもも理解をしていますし、当然だと思っています。

しかし、残念なことが今起きていることも1つあるわけです。自治会に参加をしていただけない、このことが多く今まで言われてきているはずです。そうしたときに、この自治会の法的根拠の拘束力の問題、そして行政の法的、それぞれの行政執行の役割、こういう状況の

中で、1つは自治区における大きな悩みがあるということです。

その大きな課題は、1つは、簡単に言えば行政からいただく回覧板の問題があるし、もう1つは消防費の関係も、消防の負担も区費で一定程度負担しています。それから、文化・スポーツもコミュニティーも、これも自治区が負担しています。市もコミュニティーに負担していただいています。これは共生の中で、私ども大きな理解度を持って今日まで進んできたつもりでありますし、市民の皆さんもそうだったと思います。しかし、漫然といいますが、今、毅然としてそういう部分に加入をしないよという方が自治区にあるわけですね。ここは、一体どんな対応をしていくのが一番望ましいのかという課題でございます。

ですから、市側として、例えば自治会のあり方について、そういう部分においてどのように御指導をいただけるのか。例えば拘束力といいますか、法の枠の中における共生・協働の役割を少し御説明がいただけたらありがたいです。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 伊藤議員の御質問にお答え申し上げます。

昨今、3・11の東日本大震災から、自助・共助についての重要性がそれぞれ全国的に増している状況でございます。

そうした中、自治会・町内会においても住民同士の親睦、また生活環境の維持等の活動のほかに、高齢者の見守り、また子供の安全対策等に取り組み、地域の団体や行政と連携をして地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを進める中心的な役割が自治会・町内会であると考えております。

そうした中で、先ほど議員がおっしゃられましたように、価値観の多様化とかライフスタイルの変化によりまして自治会・町内会活動に無関心な方が多くなったということは、自治会・町内会に加入しない人がふえまして、そういったさまざまな共助の活動に支障を来してきたことが多くなっているということは、市のほうにもそういった方からの声が届いておる状況でございます。

そうした中で、この区とか自治会への加入については、住民の皆さんの自由意思に基づくものであるということを考えております。加入することを強制できないのが現状でございます。私どもといたしましても、そういった意見の中で、区長の六役会というのが市内の6地区の区長会長さんの会議が区長会の上部で、区長六役会というのを随時開催されておる中で、そういったことも問題点として上がっておる中で市としての対応といたしましては、やはりそういったコミュニティーの重要性を再認識していただくように努力することが市の役割であるということで考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、御答弁をいただきました。そういう少し課題が残るんですね。



自由というところ、自由という言葉は、お互いを尊重して自由ですよ、総務部長、いいですか。自由というのは、その地域における自由じゃないです。私どもは独裁じゃないです。行政も独裁じゃない。自由というのは、お互いが尊重されて自由だという言葉を使ってください。まず、そこはどう考えられますか、質問いたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 確かに議員のおっしゃるとおりでございます。それぞれ地域におきましては、コミュニティ推進協議会の規約等がございます。それらに基づいて、やはりそういった制約といいますか、地域のルールを定めてみえるのは承知しておりますので、その辺のところはそういうところでよろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私は、なぜ少しきつく自由という言葉について質問したかということ、私たちの社会の中で自由です。自由は、お互いあって自由です。お互いが尊重し合って自由だと、これは私どもの憲法下における自由だということは認識を新たにきちっとしていただきたい。

なぜ申し上げるかということ、先ほど申し上げましたように、子供さんの通学も、例えば今弥富では少し違いたいびつなところもあるんですね。朝、区の中に通学団が、学校の中に違ったところがあるんですよ。教育委員会は御存じだと思っておりますが、いいですか。そうすると、例えばその通学団の中にどういう事情が出てくるかということも1つある、区の。

それから、防災もそうでしょう。例えば、私どもの防災の中でいきますと、自治会費をいただいております。そういう状況の中で、繰越金があったり預金があったりすると、例えば五之三の場合を申し上げますと、いざ災害があったときには、区長権限でもって全ての人に災害にそのお金は使うという協議をしています、事実。そんなことを考えたりしますと、いわゆる自主防災そのものも市からも助成金をいただき、そして自治区で自主防災という問題を立ち上げておるわけですよ。そうすると、それぞれ過去にあった例があるんですよ。例えば自治会に加盟しなんだら、火事があったときに、そこへ誰も行かなんだ。それが今の私どもの社会の環境の中で許されるか許されないか、多分許されないでしょう。しかし、そういう役割を持つのは、自治区、お互いの共助と協働の柱じゃないですか。

ごみゼロの日もそうです。例えば、今までお互いに認識をしたことは、欠席をすれば欠損金を払っておった。しかし、今、多分そういうところは少なくなったと思います。お互いに認め合うという自由、そういう状況が弥富市の生活の安心・安全な基盤だと、ここがやっぱり一番肝心なことではないのかなと。

だから、少なくとも自治区における会費のあり方だとか、例えばそういう問題点を考えたときに、支出・収入といいますか、自治の自由という、その使い方の中で一定の、これから

は既存する地域の組織単位、自治区の単位もしかり、そういう会費のことも自由の規則だけれども、一定のめど、あわせてそれぞれの状況の中で、ある弥富の中でもお伺いしましたら、そういうことに参加せん人は地区に住んでもらいませんというところがある、それはもう許される状況じゃないと思うんですね、と思います、私は。それも言われました。あんたんどこは何やと、まんだそんな人がおるかと言われました、わしんどこはそういう人は一人も住まませんよと、地区の人がおっしゃいました。しかし、そういう状況では、もう今日ではなくなっただんじゃないかなと。

いまだに私たちは3・11を振り返っても、特にこれから地区の協働・共生が一番大切だと私は思っていますし、市もその方針は明らかだと思っています。ですから、市側も、それぞれ市で建設許可基準等を出されたときには、地域の自治会における規約、規則も、こういう状況も御存じですかと、あわせてこういう課題もあります。防災、人災、あわせて通学だとか、ごみゼロ協力だとか、地区の活動もコミュニティーの一環の中で、それぞれが今弥富の行政として一番大切な形ですよというような、せめてその状況の御説明をいただきながら、より一層弥富市民がふえていく、そういう大勢の議論をしっかりと、まずはしていただきたいと思っていますが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど私どもの総務部長が区・自治会への加入について自由意思という発言をしたわけですが、この自由意思というのは、どちらでもいいというような形で解釈されると大変なことでございますので、あえて答弁をさせていただきたいと思えます。

それぞれの自治会を構成する一人一人、そして一戸一戸というのは、それぞれの自治会にとって大変重要な構成メンバーでございます。そういうような状況の中において、それぞれの構成自治会の中における規約、あるいはその要領、要綱、そういったものがあると思えます。そういった形の中で、その地域の中にしっかりと根差していただいた基盤という形のをぜひとも御理解をいただきながら、御参加いただきたいというふうに思っております。地域のごことは地域で守っていこうということに対する原理原則だろうというふうに思っておりますので、決して自由意思という意味で、どちらでもいいという形の解釈をしていただくと困りますので、あえて訂正をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、市長から、それぞれ根本的な組織のあり方のお話をいただきました。

もう1点、今後、地区におけるそれぞれの共通した課題については、何かそういう機会があるごとに新しい入居者などに含んで御説明をいただくことはいかがですかというのはどう

ですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） やはり議員のおっしゃいます自治会への加入、未加入の問題、これはやはり地域的に、議員のおっしゃられる地域だけではなくて、弥富市の至るところで出ている状況でございます。これらの加入促進の取り組みにつきましては、市といたしましては、これらの重要性を再認識いたしまして、市の広報等で促進に対してのPRを、周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） ここにその難しいところがね、法的拘束力を持つ部分と持たない部分があるから、促進という言葉がいいのかどうか。地域の共生の役割、協働の役割、そういうところに1つの地域との、行政とのあり方を、1つは趣旨は御理解いただいたので、その方向性を示していただきたい、確認をしておきます。

次に、自治会で残念なことなんですが、これも地域としてよそにあるかどうかですけれども、水路の問題で、いわゆる共益費が、市の建物があった、その市の建物がなくなった以降も区が負担をしていると。これも歴史でしょう、多分と私は理解していきたいと思っています。本来、水路の拡幅、借地料を区が持つことは本来じゃないと思うんです、基本的に。しかも、市が建ててあったところなんですよ、市の建物が。ですから、そういうことについて、いわゆる共通の課題として、区費の支出方において、例えばそういうところがあれば、実態調査をしながら対応していただくことと同時に、私どもの五之三区における水路の問題について、担当課のほうには早く、これは平成16年から必要なくなっておる部分と状況があります。これも下水道との関係だとか雨水の関係、それぞれ汚泥との関係もあろうかと思っています。しかしながら、その一つの五之三におけるところのものは保育園が廃止された後の問題ですから、保育園の浄化槽設置のときに拡幅された。そして廃止をされたけれども、結局、今度は、じゃあその借地料はどこが払っておるかという、五之三地区がまだ継続しておる。五之三地区で保育園を維持管理じゃなくて、子供さんたちを預かっていただける、そういう状況だからこそ、特にその借地料を払ってきたらと、歴史は思っています。しかし、新しい学区、弥生の保育園ができて、白鳥保育園ができて、浄化槽を多く使う、水を使うから、じゃあその水路を広げていくのに地区が持つかというのは、それはないわけですね。ですから、その点についての認識として今後対応していただけるかどうかについて、質問をまずしておきたいと思います、共益費を。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますように、過去にいろんな経緯がございまして、自治会が地主に賃

借料を払っていたと思われませんが、まずは調査をさせていただきまして、その後、土地改良区と調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 農政課長、調査をしてと言われるけど、資料を出しましたね。ですから、それぞれ審査をするということならいいですが、調査をすると言われるのは、私は不満なところがあります、少なくとも。

対応していただくことはありがたいんですが、土地改良は知らないと言うんですよ、はっきり申し上げておきます。しかし、私どもにあるのは平成元年から、その資料は保育園のためにという文書、これはきちっとあるんで、それは農政課長にお見せしてあるんで、それは市の段階の中で一つはきちっと御理解いただいて、対応していただくという方向性はわかりましたのでお願いをしておきたいと思います。

続きまして、自治会と行政運営との関係で、これは区長の制度が弥富市の規則では1年ということに、市長の任命によりその役割ということになっておる。ただ、ちょうどこの規則がコミュニティーという部分において、例えば弥生学区だけかもしれませんが、弥生学区の区長の役職の回しは2年ということになっておるんですね、コミュニティー規約が。そしてまた、五之三の区長の任期は1年と、こういうことなんです。そうしますと、ここの辺は、それは確かに地区の自主性の問題があるかもしれませんが、やはり組織運営の形からすると、運営面からいきますと、当然それぞれの状況の区長さんという役割の任期、区長補助さんの任期という部分などの、この規則の改正、あわせてそれぞれの状況を区長会、あわせて自治区との中でのコミュニティーのあり方との、役職等の含む運営のあり方について御検討を願えますか、簡単をお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員の御質問でございますが、これは区長、区長補助員さんの任期の捉え方の考え方だと思いますが、市で定めております区長・区長補助員の設置規則の中では、任期は1年としております。ただし、再任をされることができるということで、再任もいいですよという規定になっております。

議員のおっしゃられるコミュニティー推進協議会、こちらの規約は6地区のコミュニティー推進協議会のほうでそういった任期についても定めがされております。これは御指摘の弥生学区につきまして2年ということで、大藤、栄南についても2年の任期となっております。その他の地区については1年という任期でございますが、こういった任期の考え方につきましては、市の規則については1年ということで、それを変更するという考えはないわけですが、各地域においてのコミュニティー推進協議会の運用につきましては、それぞれの地域のルールでお願いがしたいと、そういうふうに考えております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市は考えないと簡単におっしゃるけれども、区長になり手がないうちで、それぞれの知恵を絞りながら1年とか2年とかいう、いろんな形で組織の、やはり行政も、お互いが共存していく建前があるということの基本の中だけは忘れないでほしいと思う。しかし、どこでもそうだけれども、組織は原形をしておる部分をおいて検討の課題ぐらいは市としてなしていただくべきだと思いますが、再度御答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） コミュニティ推進協議会につきましては、やはり推進協議会の自主性にお任せすべきというのが基本と考えております。ただし、そういった御意見につきましては、区長の六役会がコミュニティ推進協議会のほうの会長も兼ねた団体でございますので、そちらのほうでまた議題とさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） なぜ申し上げたかということ、そういうところで2年だといって区長が持ち帰ると、区会等においては、何だ、おまえがやりたいでやるんかと、それならおまえ勝手にやれと、言葉は荒いようですけども、そういう問題があるんです。それではその役割を担っていただく人に本当に失礼だと思う。だから、少なくとも組織の運営上からいけば、それぞれのコミュニティーを十分お互いに機能、そして役割を果たしていく、そしてその地区に集まる皆さんにも一定の御理解をいただくためには十分な議論を重ねてこそ、初めてコミュニティーの役割が果たせる、私はそのように思いますので、この問題を強く要望し、総務部長の答弁に期待をいたします。

あわせて1点だけ、防火水槽、これも地区の負担になっています。水道管が改めて径が大きくなりました。いつの時期か、防火水槽の役割について地区で御検討をして、その役割は終わったのかどうかとか、そんなような話もあったような気がする。地区で防火水槽について賃借料を払っておるんですよね、実際に。それらは、やっぱりそういう役割の変化と同時に、五之三だけかもしれませんが、対応の仕方、防火水槽の状況を市全体としてどう取り組んでいくかということについて、ちょっと御説明願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 御指摘の防火水槽につきましては、五之三で2カ所把握をしております。この2カ所につきましては、議員の御指摘の水利の基準に基づきましては、消火栓等で充足ができておるという中で、地域の自主的な中での2カ所ができたというふうに私どもは理解をしております。

それで、今、地元のほうでその賃借料が例えば発生しておる中で、その防火水槽はどうかということですが、他の地域でもございまして、そういった状況の中で地域の中の

御理解がいただければ、そういうものはなくす方向でも構いませんよということでなくされた自治会もございます。そういったことで、地元のほうの調整ができましたら、そういう方向でも可能かと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、私、市の協議が調べばじゃなくして、環境が変化をしていく。例えば、五之三が勝手にやったわけじゃないんですよ。水道管が、例えば小さかったとか、地域の既存するものをつないだから、それぞれの水圧がどうだとか、そういうことも歴史的に含んであったと。だけれども、その環境の変化というか、設備の変化において、例えば出ていくという部分について市側としての考え方は、防火水槽はそれにかわる、水道管の設備が、例えば径が太くなりましたから、もうそれは地域でお任せしますというようにきちっと言ってもらいたい、そこが一番肝心なことだと思いますので。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

防火水槽の問題につきましては、その歴史的な過程の中で、それぞれの自治会の中で設置されたというふうに思っております。そして、その後、それぞれのところで消火栓という形の中で、何カ所かそういう形の中で、その自治会を守るべき消火栓が設置されてきたらうと思います。これにつきましては、その過程の中で、しっかりとまだ協議されていない、自治会の中で、そういう状況のものもあろうかと思えます。どうぞそれぞれの自治会の中でしっかりと御協議いただいて、私たちも入りますから、そのような形の中で、結果としてどうしていこうかということで知恵を出し合えば解決するんじゃないかというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市が150メートルなり120メートルの範疇で消火栓を設置していただいていますよね。ですから、そのことがやっぱり私どもとして、地域の環境の整備の変化の中できちっと市側の対応の仕方が、指導していただく部分が、今の市長のような答弁の中で協議をして、住民に説明のできる、そのことが私は求めたかったし、御返答をいただきました。

では、続きまして、3点目に行きたいと思っております。弥富市は水と緑の豊かなまちづくり、そのために農業地盤が、漁業が金魚の生産が、それぞれ弥富市民の特産として、それぞれの振興として今後の弥富の大きな課題だったと思えます。

たまたま私も市民の皆さんからお話があったことの中で、木曽川のこの豊かな漁場、シジミに気がついたわけです。このごろ枯渇してく、残念だけれども。それは、いろんな形で、今、木曽川におけるシジミ採取のあり方が問題というか課題があるんじゃないかなと。木曽

川でシジミなどをとっている方々が、それぞれ夜間はとらなかつたよと。だけど、今は夜・昼なしに干潮時期にはとっちゃわっせると。そうすると、小さな9ミリ以下のやつもシジミエキスの関係でとっちゃうと。そうしますと、やっぱりシジミは、どれだけ市民の憩いの場所として、さらには食の安全と食を助けてくれていたか、健康を助けてくれていたか。これは、木曽川の大きな恵みが弥富市民として、それぞれあったような状況であると思っています。

それで、とりわけて、ここは質問書の中にもありましたが、木曽川下流の水辺利用という状況の中の会議が名古屋市などでありました。それから三ツ又池などを含めながら、水とその資源の環境の問題も含んで水環境の問題としての意見交換、これは社会的にも名古屋市でありました。その状況の中で、下流の会議が自治体で行われました。そういうところで、1カ所だけで、例えばシジミだとか乱獲ということには対応ができないと思っています。ですから、できましたら、少なくとも関係する自治体等を含んで御議論をいただけたらありがたいなあと思うことと、私も議長のときに、実は桑名市の議長から「何であんたんどこのシジミがなくなってしまった」「あんたらが乱獲するでだめなんだわ」という失礼な言い方をしたこともありました。しかし、それから2年たって、今日このごろ、「おい、もうシジミがなくなっちゃうぞ」と、こんな話が多く聞こえてきます。

そんなことのために、3点目として、市として水辺利用の会議などを含みながら、このシジミの将来、いわゆる未来に向けて、この豊かな漁場が維持されていくことを、ひとつ対策として関係機関との協議で発言をして進めていただきたいと思います。いかがですか。

議長（佐藤高次郎君） 半田農政課長。

農政課長（半田安太郎君） まず、御質問のシジミの保護についての市の対策ということでございますが、通常、小型底引き網漁業によりシジミをとる者については、県が発給する漁業許可を取得しなければなりません。愛知県に確認しましたところ、従前から船舶による漁業に従事していた者を対象に与えられたものでありまして、現在、資源水準から、新規の許可は極めて困難であるとのことでした。

漁船登録につきましても、水産業協同組合のみに与えられており、組合員外者には与えられていないということでございます。

また、漁業許可の取得者に対しても制限だとか条件が定められておりますので、私どもといたしましてもシジミの乱獲はないと思っておりますが、資源維持の観点からも非常に重要なことですので、今後、対策についても県に要望していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高次郎君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 非常に言いにくい話ですが、例えば豊川の豊川用水、これは条例で

なっているんですよ。私も国交省とも話をしました、正直な話が。ですが、木曾川の一部は漁業権はなかった。ここ数年の間に与えられたと。漁業組合に加入しておった人たちなのか、船の船籍を持ってきたのか、そこは私どもは調査権は関係ありませんが、非常に微妙な流れの中にある木曾川だということだけは申し上げておきたい。

ですから、保護をするためには、関係機関との流れの中で協議をされる状況の中で、それぞれの条例を通し、そういうことをきちっとしていかなければ、だから県のほうがおっしゃるように、本当にシジミがあるなら、一遍調査をしていただきたい、このことも1つはきちっと申し上げておきたいと思っています。

ですから、まずは今まで長い歴史の木曾川の中で、そういう乱獲をしないような、住民たちが漁業権のないところで夜はとらないよとか、そういうような知恵としてお互いが進んできた。しかし、ここ数年、その変化がある、それぞれの状況は、市民の皆さんがよく御存じです。ですから、そのことを含めながら、シジミという漁業の場といいですか、憩いの場というか、そういう部分の、いわゆる保護と今後のあり方について機会あるごとに、もう少し私も調査をし、今後の意見の参考にさせていただくよう努力します。市側も、各関係機関とのその調整なり努力をお願いして、私の意見、質問を終わります。ありがとうございました。議長（佐藤高君） 暫時休憩します。再開は1時とします。

~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

質問は大きくは2点、初めに学校給食の向上についてであります。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たすものであること、学校給食法1条に照らし、学校給食の向上と望ましいあり方について、以下質問をさせていただきます。

学校給食用の食材を給食実施校に供給する機関として、財団法人学校給食会が昭和29年から34年にかけて各都道府県に設立をされました。県学校給食会は、主食となる米、パンを初め、脱脂粉乳等の食材調達に携わってきました。

学校給食会が設立されたのは、戦後の食料難が背景にありましたが、当時とは異なり、現



代は食べ物が豊かで、食料事情もさま変わりをしております。おのずと学校給食会に求められる役割も、食材の物量確保から食材の質や安全を第一にした調達へと変わってきております。

また、近年、食材の高騰により給食費が値上がりをしており、単に物資を供給する機関というだけでなく、学校給食会として保護者の負担軽減を考慮した運営の見直しを図る必要があると指摘する声があります。

そのような観点から、昨年4月、栃木県足利市は、市が積極的に衛生面に取り組むことを前提として、県の学校給食会を通さず、地元のJAから直接精米を供給してもらうなどの見直しを行い、給食費を月額100円値下げすることができたという事例がございます。学校給食会にかかっていた費用を削減したことで、保護者の負担軽減を実現した足利市の事例は、現段階での学校給食会の運営の問題点を端的にあらわしていると言えます。

学校給食は、保護者の方々にとっても関心事であり、御自身の子供のころを振り返っても、いろいろ思い出があるかと思います。文部科学省は、毎年、学校給食の実施状況を調査しておりますが、本年4月に2010年度の結果が発表されました。それによりますと、主食、おかず、牛乳のそろった完全給食での給食費の平均月額、公立小学校の低学年で4,109円、中学年で4,136円、高学年で4,140円、公立中学校では4,707円、いずれも前年度に比べて100円前後ふえております。

そもそも給食費は、給食の中身や回数、食材や輸送のコストによっても変わってきます。全国の年間実施回数は、小学校が平均189日、中学校が185日であり、同じく全国の1日当たりの給食費は、小学校で約240円、中学校で約270円であります。また、同期間の調査で愛知県下の1日当たりの給食費は、小学校で約229円、中学校で約276円あります。

最初の質問でございますが、弥富市の小・中学校における学校給食の現状と、保護者の負担軽減を考慮した運営の見直しを図る必要があると思いますが、市側の認識と対応を伺います。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、堀岡議員の市の学校給食の現状認識と対応についての御質問にお答えさせていただきます。

市内の学校給食の現状でございますが、御承知のように、現在、市内の小・中学校は10校ございますが、10校全て各学校で調理をする、いわゆる自校給食を行っております。5人の栄養教諭は、文部科学省が示しています学校給食実施基準により、児童・生徒1人当たりの学校給食摂取基準表に基づきまして献立を策定しています。限られた食材費の中で工夫を凝らした献立を考え、調達先を選定しております。

今後とも、食の安全や鮮度、献立に即した食材はもとより、価格も十分考慮し、調達先を

選定するよう指導してまいります。

食材の購入につきましては、地産地消を配慮し、公益財団法人愛知県学校給食会を初め、J A あいち海部、各学校が個別に地域の給食組合、地元商店等から購入をしております。それぞれ指定の日時まで、各学校の指定した時間に給食施設のほうに納入をしていただいております。

先ほど議員が御指摘の米飯の購入についてでございますが、本市につきましては、先ほど申しましたように、公益財団法人愛知県学校給食会から、年間を通じ同一価格で、安全性が確認された米飯を納入していただいております。本市が独自に、先ほど議員が言われましたように米の購入を行うと、独自の農薬検査などの実施で安全で安定した原材料の確保が必要となり、また炊飯業者につきましては、低価で安定した価格であること、大量の炊飯のための施設を保有し、決められた時間に各学校へ配達することができるという、そういった条件がございますので、県内ではほとんどの自治体が本市と同様の、先ほど申しました公益財団法人愛知県学校給食会から納入しているのが現状でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） といいますと、先ほど負担軽減をした栃木県の足利市のような取り組みをしなくても、十分今の負担軽減についての取り組みはもうなされたものだということの解釈でよろしいでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 先ほど御説明しましたように、炊飯の関係は県の学校給食会のほうの炊飯設備の関係がございますので、現在、市内の小・中学校10校ほどございますけど、そのうち4校につきましては、自校給食プラス自校炊飯、各学校で御飯を炊くということが可能な状態になっておりますので、そういった学校につきましては、今後の研究課題としたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） この間、教育課にお聞きをしますと、弥富市の小学校は、1日の平均が250円ということをお聞きしております。中学校が290円ですね。そういった中で比べると、平均的には全国よりも少し高目となっております。ただ、これは安ければいいというもんじゃないというのも私にも十分わかっていますし、それを保護者の方々が十分によく理解をされているのか、安全でおいしいということで、栄養が高いと、健康にいいということが一番大前提であると思っておりますので、そういうことを鑑みていただきまして、さらに負担軽減になるような取り組みを今後もお願いしたいと思います。

続いて、もう1つ、学校の給食を取り巻く問題として学校給食費の問題があります。滞納の問題、管理の問題、余剰や欠損が生じた場合などの会計上の問題が上げられますが、この

問題の根源は、学校給食費を小・中学校の私費会計としている点にあります。具体的には、校長名義の金融機関の口座を用いて保護者の金融機関から引き落としを行い、学校給食費の徴収を行っているのが現状であります。

次の質問でございますが、弥富市の学校給食費の取り扱いの現状と今ある問題点がございましたら、お願いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 給食費の取り扱いの現状と問題点についてお答えさせていただきます。

弥富市の学校給食費は、食材費としまして、先ほど議員が言われましたように、1食当たり小学校で250円、中学校で290円を保護者の方に負担していただいております。先ほど言われましたように、保護者の銀行口座から毎月各学校の指定口座に引き落としをさせていただいております。一部ではございますが、納付がおくれる方や、滞納者につきましてもございます。

未納の状況は、各学校により異なりますが、保護者の同意のもと、児童手当支給時や就学援助支給時に精算をしていただくよう努力をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ということは、他市でよくあるような大きな問題、滞納というのは余りないという理解でよかったですね。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） はい。

10番（堀岡敏喜君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

最近、学校給食費の契約化、公会計化に取り組む自治体があらわれてきております。これは学校給食法に照らして、学校給食は自治体と保護者との間の契約関係とする。その場合、給食契約において学校給食費の債権者が自治体であり、債務者が保護者であることを明確に定め、学校給食会計は自治体の公会計として、債権管理は自治体が行うという望ましい学校給食費のあり方に踏み出している自治体がふえてまいりました。

政令指定都市では、福岡市、横浜市、一般市でも千葉県浦安市、大阪府の豊中市、西宮市、そして愛知県蒲郡市などが公会計化に踏み出しております。

特に福岡市では、先ほど課長のほうからもありましたけれども、各小学校で自校調理方式でもあるにもかかわらず公会計方式がとられており、1つのモデルと言えます。

公会計化する際の問題点は、まず給食費公会計システムに要する初期コストと維持コストであります。約2,000万から3,000万かかると言われております。そして最大のメリットは、契約化により、何より法律関係が明確になる点であり、状況の変化にも迅速に対応できることとなります。公会計化する場合の最大の利点は、小・中学校の負担の軽減です。すなわち、

教員及び栄養士が本来求められていない法務会計的業務から解放される結果、本来の教育業務に専念できるという点であります。ゆとり教育の見直しがされ、基本教科の学習量が増大、保護者への対応など、教職員の業務は過密になっております。

そこで質問でございますが、学校給食の契約化や公会計化の動きについて、市としての認識と対応を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 給食費の契約化や公会計化の動きに対する認識と対応についての御質問にお答えさせていただきます。

まず認識でございますが、本市は学校給食費を学校給食法の定めにより私費会計として位置づけをしております。公会計化につきましては、未納給食費に対する請求権が明確になる、公会計の透明向上という面も先ほど議員が言われましたようにございますが、公会計に移行するためには電算システムの初期システムの構築、先ほど議員も言われましたが、2,000万ないし3,000万以上はかかると考えられます。そういった高額なコストとシステムを維持するための毎年のコストが発生します。また、これまで学校と保護者という関係から市と保護者という関係になりますので、未納率の上昇及び徴収事務局の執行体制の問題等もございます。

先ほど議員も言われましたように、政令指定都市や給食センター方式の自治体では、調理や食材の一括購入を進めている自治体につきましては、公会計化が進んでおります。しかしながら、全国的には、これは平成21年の調査でございますが、約7割の自治体が私費会計の状態が現状でございます。

本市につきましては、これまで食材の調達や調理につきましては、自校方式で運営しておりますので、地元の業者や関係納入業者に支えられて良質な学校給食を提供することができておると考えております。

学校給食の公会計化を進めてまいります自治体につきましては、先ほど申しましたように、食材の一括購入を前提としているところから、本市に導入することは難しいと考えております。

学校給食の契約化につきましては、毎年、これは市と保護者、給食費の納入を約束する文書といった、そういったものを交わすこととなりますが、未納者が少ない本市の現況につきましては、必要性は少ないと考えております。

これまで同様、学校と市が連携して、こういった未納等につきましては、解決に努力していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 未納者が少ないということで、そういうことに対応するための公会

計だけではないんですよ。先ほども申し上げましたけれども、今、本当にゆとり教育の見直しがされて、学習の時間というのがすごくとられております。昨今のいじめの問題等、また保護者の対応に追われているということも地元の学校の教員の方からもお聞きをしております。

この私費会計としての給食費を徴収するに当たって、残念ながら100%でないんですね。そのことに対して、振り込みがないと徴収に行くか、電話でやるとか、そういった形をされていると思うんですけど、あと会計的に現金を要は扱うということで、各地域でこの取り組みの1つの理由として、私費会計ということで、要は1円足りなかったら1円足しゃあええんだみたいな、そういう会計のずさんさというのが浮き彫りになって、それが後々に、例えば最悪の場合、よく東京等でもニュースでありました横領であるとか、現金を扱うことで問題が起こる環境をつくってしまう、そういうことが怖いんであって、特に学校というところでそういった問題が起こりますと、やっぱり地域住民の方から、今でさえいろいろ体罰の問題であるとか、いじめの問題であるとか、学校の信用が問われるような事件が多発をしている部分がございます。そういった先生方の負担を一つでも軽減をさせてあげることが、強いては弥富市の学校で学んでいる子供たちの学力、またそういう教育に関してプラスになる部分、これが2,000万という金額が高い、必要がないということもあるかもしれませんが、はかりにかけるわけじゃないですけど、長い目で見てそういう軽減をしてあげることというのは大変重要じゃないかなと私は思います。

それに、今、7割の自治体がまだ私費会計だということをおっしゃいましたけど、7割のうち幾つかは公会計を考えているんですね。逆に言えば、もう3割の自治体が公会計化に取り組んでいると。それで、今まで未納があった、滞納者があったところは、かなりの確率というか数で滞納が改善をしているというところがあります。

この間、教育次長のほうに福岡市の一つの事業報告を出させていただいたときに、どこの自治体でもそうですけど、一つの事業を開始したら、その事業報告をして事業継続か否かというところを問うと思うんですけども、事業継続ということの結果も出ております。今すぐには言いませんけれども、そういう今の学校としての環境を考えながら、ぜひ、デメリットもありますけど、メリットという部分がどれだけ子供たちに反映するものかということをもう一つ深く考えていただきまして、今後、検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日、参議院本会議で可決成立いたしました。なぜ、今、一体改革が必要なのでしょう。社会保障の役割から改めて考えてみたいと思います。

人間は、誰でもさまざまリスクを抱えながら生きております。年をとれば働けなくなりますし、いつ病気になったり事故に遭うかはわかりません。たとえ自分に非がなくとも、突

然自立した生活が送れなくなるといった可能性は誰にでもあります。こうした自分一人では対応し切れないリスクに対して社会全体で支え合うのが社会保障制度の役割であります。同制度は全ての人に必要な安全網であり、だからこそ将来にわたって守り抜かなければなりません。

しかし、今、世界に例のないスピードで日本の少子・高齢化は進んでおります。年金給付や医療、介護のサービス提供費用などに充てる社会保障給付費は、2011年には108兆円となり、右肩上がりが続いております。

弥富市のほうでも、一部その社会給付費の部分で出していただいたデータがございますので御紹介をしたいと思います。先ほど言いました高齢化率が伸びておりますが、合併後の平成19年の高齢化率は18.18%、これが平成24年8月31日、直近の高齢化率は21.7%まで上がっております。また、在宅介護サービスの給付費の合計が、平成19年度では7億8,600万強が平成23年度では10億5,749万と上がっているということです。もう一つ、施設の介護サービス給付費ですけれども、こちらも平成19年度の合併後ですと5億7,254万3,000円、それが平成23年度には7億492万となっております。約1.3倍から1.4倍に伸びているということです。

これに対し、社会保障制度を支える社会保険料の収入は、近年横ばいで推移をしております。給付費との差額は、国と地方の税負担や借金で賄ってきております。これまで毎年10兆円もの借金で社会保障の穴を埋めてきたことも事実であります。高齢化の進展による給付費の伸びに保険料収入が追いつかないばかりか、その差は開くばかりで、社会保障に係る国の予算は、毎年約1兆円の自然増であります。厚生労働省では、2025年の社会保障給付費は150兆円を超えるとの見通しも示しております。一方、2010年に1億2,806万人だった日本の人口は、2060年には8,674万人にまで減少し、65歳以上が占める割合は、何と40%に迫るとの推計も出ております。

今後もさらなる少子・高齢化の進展が見込まれる中で、制度維持のために現役世代にこれ以上の負担を求めることも限界と言えます。また、20年間は低成長とデフレにあえいでおり、成長戦略が容易に見出せないのも事実であります。

こうした背景から、現在の社会保障制度を維持・充実させるためには、将来にわたって安定的な財源を確保しなければならないことは明白です。この問題は、どの党が政権を担っても避けて通ることのできない、日本にとって待ったなしの重要課題であります。

そして今、社会保障と税の一体改革で大型増税について選択するときを迎えております。しかし、国民は増税の是非を問われても判断に困るのかもしれない。財政赤字は放置できないが、単純に増税には賛成したくないという気持ちが根底にあります。言うまでもなく、増税は国民生活と直結していくからであります。この抜き差しならぬ状況を打開するために、

政治を担うもう一方の当事者である地方が声を上げる必要があります。国税は地方税より大きいのですが、地方交付税や国庫支出金を通じて再配分すると、実質的な配分は地方が多くなります。消費率を引き上げると、地方消費税や地方交付税もふえます。住民に身近なところで生活を守る市長は、長く続く地方財政の厳しさから、増税による地方財源の充実の必要性を強く感じておられるのではないのでしょうか。

そこで、社会保障と税の一体改革が大詰めの今、消費税増税と地方財政について、以下お伺いをしたいと思います。

財務省の資料によりますと、消費税率を段階的に10%まで引き上げた場合、この増税分は、全額社会保障のために使われます。2015年10月に消費税率を10%に引き上げると、消費税収は今より年間で13.5兆円の増収になります。1%につき、年間2.7兆円ふえる見込みです。この増収分は、現行の3分野、年金、医療、介護に加え、子育ての4分野の財源に充てられます。増税分5%のうち、1%分に当たる2.7兆円程度は、社会保障をさらに充実させるために使うとしております。残る4%分の10.8兆円は、今の社会保障の仕組みを安定させるために使われるそうです。

このうち、社会保障の充実では、待機児童の解消といった子供・子育て対策に0.7兆円、高額療養費の患者負担軽減など医療介護サービスの充実に1.6兆円弱を充当するそうです。年金額の少ない低所得の高齢者や障害者への福祉的給付措置や年金受給資格期間の短縮など、年金制度改善の財源として約0.6兆円確保するとしております。

一方、社会保障制度の安定化では、社会保障費の自然増分や安定財源が確保できない分に約7兆円を充て、将来世代の負担を少しでも軽減するとしております。

さらに、将来の年金給付に支障が出ないように、基礎年金の国庫負担2分の1の財源確保のために約2.9兆円、消費税引き上げに伴う物価上昇でふえる社会保障の支出に約0.8兆円を使うとしております。

質問でございます。消費増税修正法案では、消費税収について、年金、医療、介護並びに少子化に対処するとされております。その担い手である市長は、税と社会保障の一体改革についてどのような認識を持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員のほうにお答えを申し上げていきたいというふうに思っております。

先ほど来、御質問の中にもるお話がございましたように、税と社会保障一体改革に対するこの関係法案は、さまざまな紆余曲折のもと、8月10日、参議院本会議において3党合意という形の中で決定をされたわけでございます。法案として成立がされたわけでございます。その背景といたしましては、議員もお話のとおり、少子・高齢化のますますの進行、そして

社会経済の大きな変化というようなことが大きな背景としてあるだろうというふうに思っております。

今後予想されます医療費、あるいは介護等々の増加に対する持続可能な社会保障制度の構築、そしてその安定財源の確保というような形があるわけでございます。また、さまざまな形で議論されております年金制度改革、あるいは子育て支援の充実、若年層の雇用対策等々から成り、全ての世代を通じた安心・安全の社会をどのように築いていくかということが大きな考え方であろうというふうに思っております。

今回のこの税一体改革という形の中では、私はそれぞれの内容、制度について、もう少し議論を深めていく必要があったなあというふうに思っております。余りにも消費税増税ということがクローズアップされたおかげで、税金が上がる、税金が上がるという形の増税ということが国民のほうには映ってしまっている、そんな気がせんでもないわけでございます。問題は、内容の、いわゆる審議というふうに思っておるわけでございます。

今後、その辺の問題につきましては、いわゆる社会保障制度改革の国民会議というところで議論されるということになっておりますので、我々も注視していかなきゃならないというふうに思っております。しかし、消費税増税という形の中でのことが前面に立っている以上、この問題に対する国民の反発も大いにあるわけでございます。

御承知のように、現在の与党におきましては、そのマニフェストの中で、いわゆる行財政改革なくしてということがございました。行財政改革なくして消費税増税はあり得ない、あるいは大変厳しい経済情勢、この経済の再生なくしては消費税増税はあり得ないというふうにも言えるわけでございます。また、本来の、先ほども言っておりますけれども、社会保障制度そのものの充実、こういったことをしっかりと議論をしていかなきゃならないというふうにも思うわけでございます。

しかしながら、一方では、地方自治体という形に対して、我々は大きくこの社会保障、いわゆる医療、介護、福祉ということに対する給付負担が大きくなってきていることも現実でございます。国民健康保険、あるいは介護保険等々におきましてもしっかりでございます。議員の皆様にも、たびたび改正という形の中でお願いをしているわけでございます。

そうした財源という形の中の負担という形においては、私どもといたしましては、この財源を消費税に求めるということについては、やむを得ないというふうに思うわけでございます。しかしながら、一方では、先ほども言いましたように、行財政改革をさらに進めていただきたい、あるいは経済の再生のために、いわゆる経済政策をしっかりと立てていただきたい、こういうことを強く思うわけでございます。そのような形で今回の問題につきましては認識をしているところでございます。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。



10番（堀岡敏喜君） 市長は、やむを得ないとおっしゃられました。私も同じ思いであります。それだけこの消費増税による社会保障の充実を図る財源をとるということの問題というのは、反対、賛成といった二元論の意見の闘わせでは解決をしない問題であると、そのように私個人でも思っております。

続いて質問させていただきます。消費増税によって地方消費税、地方交付税、先ほどもありましたけれども、法律によって増額がされることとなります。弥富市財政にどのような影響をもたらすのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 消費税増税が、我が市、弥富市に対してどのように財政的な影響があるかという御質問でございます。

御承知のように、現在、消費税5%という形の中で地方に対する配分は、そのうちの1%ということになっております。そして今回の消費税の増税につきましては、段階的な増税という形が言われておるわけでございます。これは2年後の平成26年4月1日には8%、そのときには地方に対する配分としては1.7%が言われておるわけでございます。そして平成27年、最終的な10月の段階では10%に消費税を持っていくと、このときにおける地方消費税の配分は、2.2%になっております。

現在、平成23年度の、私どもとしては決算の内容でございますけれども、この現在の1%という形の中で消費税という形の中では、私どもとしては4億5,000万の地方消費税という形の中での税収があるわけでございます。そうした形の中で、先ほどの掛け率をやってまいりますと、1.7%になった場合には7.7億円になります。そして平成27年、最終的な10月の段階では、2.2%のときには9億8,000万という金額になるわけでございます。

そうした形の中で、一方で消費税があるわけでございますが、地方交付税は、現在、私ども平成23年度決算では税率としては1.18%の1.4億円をいただいているわけでございます。それと同じような形で平成26年4月の予測をしますと、地方交付税としては1.7億円、そして平成27年では1.8億円という形のことを見込んでおるわけでございます。

地方消費税につきましては、先ほども言いましたように、最終的には9億8,000万という形の中、そして現在の4億5,000万という、この差額からすると、消費税そのものにつきましては、5億3,000万ほどの増収になってくるかなあというふうに思っております。

しかしながら、地方交付税につきましては、そういうわけにはなかなかまいらんなあというふうに思っておるわけでございます。地方交付税の主な国税五税分、いわゆる消費税であるとか酒税であるとかたばこ税、あるいは法人税、消費税等の法定率分という形の中では11兆円しか実は国のほうでは確保できない。平成24年度、国のほうが地方に対して交付税という形の中の予算化されておるのが17兆4,500億でございます。その差額は非常に大きいわけ

でございます。そうした形の中で、これを一般会計における加算措置という形の中で、さまざまな財政調整基金等々でやりくりしているわけですが、そうした形からすると、いわゆる地方交付税というのは、なかなか計算どおりには増収という形になると思えないというふうに思っております。

また、ほかの理由といたしましても、個人市民税、あるいは法人市民税における問題につきましては、景気の動向で大きく左右してくるだろうというふうにも思っているところでございます。そうした形の中において増税の前と後では基本的な数字の違いが出てくるだろうというふうに思っておりますので、これも非常に不安定要素であるというふうに言えると思います。

また、私ども地方交付税というのは、御承知のように基準財政収入額と需要額との差額が地方交付税という形の中で回ってくるわけですが、増税すれば、当然増収というのは上がってまいります。そうした形の中には75%繰り入れされるわけですが、その繰り入れされた問題と、いわゆる基準財政需要額につきましては、そう簡単には上がりません。何をやってもいいというわけではございませんので、さまざまな問題の中でさまざまな、人口の問題だとか、面積の問題だとか、そういったような状況の中でこの需要額というものは決まっておりますので、需要額が上がらない以上はその差というのは大きくなりませんので、これはなかなかそういった意味においても難しいだろうというふうに思っているわけですが。

しかし、今回、私どもといたしましては、この消費税の増税に対しては、社会保障の安定財源という形で言われておるわけですが、さまざまな制度に対する国の役割、この辺をしっかりと国が負担をしていただければ、我々地方としてはその負担を抑えていくことができますので、これは大変ありがたいなあとというふうに思っております。そういった形の中における地方財政の負担の軽減化が図られるというふうには理解しているところでございます。

いずれにいたしましても、まだまだこれからの問題でございます。まだこの税率等が変更になった場合には、また大きな変化が出てくるだろうというふうに思っておりますので、今のところは、そう簡単には地方の財政が大きく変わるということは、まだ考えられないというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

実際、今のままの景気動向で入ってくる増収がそのまま、そのパーセントで移行されるかということも問題とされておりますが、実際に弥富市財政のほうでも市長が事あるごとに厳しいという話をされていて、何が厳しいのか、社会保障費の増大であると。そこに今回の

消費税増税分が地方にもおりてくるわけですが、それがそのまま、今の景気の動向に左右されてしまう部分も多分にあるわけでありまして、上がった分、その所得が落ちてしまおうとか、その景気がまた下がってしまうということになりますと、入ってきて、そのサービスを受ける方が今度ふえてしまうかもしれない、そういういろんな心配も実はあるのではないかと思います。

まだ、これから本当に消費税が上がっても、生活が、よしやっっていこうと、国一体で社会保障を支えていこうというような雰囲気にならないと、本当にこの消費税を上げるという意味で社会保障がある程度充実するというか、守られるという結果にはつながっていかないんじゃないかなと思います。

続いて、質問を続けてまいります。

消費税の歴史を振り返りますと、消費税は1989年に導入され、8年後の1997年に3%から5%に引き上げられました。2014年4月は、17年ぶりの引き上げということになります。この間、日本経済は逆風にさらされ続けてきました。デフレ経済に覆われ、金融機関の相次ぐ経営破綻、超円高もあって、自動車、電機メーカーといった基幹産業の国際競争力の低下が進みました。情報通信分野では技術革新で優位に立っても、国内産業の構造転換に十分に生かし切れずに、日本経済は地盤沈下が続いております。厳しい経済状況下で進展する少子・高齢化社会、社会保障関係費は膨らみ続けております。その結果、国と地方合わせた累積債務は、1,000兆円規模にも膨張し、GDP（国内総生産）の200%という水準に達してしまいました。

今回の消費税法案の実施には、大きく3つの条件が課せられております。第1に社会保障制度の具体案を示す、第2に景気回復の実現、第3に消費税の使い道を社会保障に限定となっております。特に景気回復の実現は、名目3%、実質2%の経済成長との努力目標からかけ離れた場合、時の政権は増税ができません。

本来、消費増税の前にやらなければならないのは、先ほど市長のお話にもありましたが、税制の抜本改革、経済復興のためのさまざまな施策、成長戦略の実施をすることでありまして。景気回復の具体的な方策の1つとして、法律の附則第18条修正第2項に事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分すると明記されております。

社会資本の老朽化に備え、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震の懸念から切迫性が高まっている現在の環境は、特定の業界や効果の薄いものの施策に実施をする、かつての公共事業とは状況が違い、災害から国民の命を守る防災、減災のための公共投資の必要性、それも地域のニーズに応じて無駄のない公共事業の必要性が高まっております。

8月29日、前日もさまざまな議員の方々から御指摘がございましたが、内閣府の有識者会議が示した南海トラフを震源域とするマグニチュード9.1の巨大地震の被害想定は、東日本

大震災の17倍の死者、32万3,000人とされております。最悪のケースを直視して、中・長期対策を見据えながら、まずは津波避難ビルの指定や耐震化の推進、家具の固定化など、すぐにできる対策を積み上げることから始めるべきであります。それを促すような有識者会議の減災への試算も公表しております。

例えば、全国で現在8割弱という住宅の耐震化率を100%にまで高めれば、倒壊死者数を8割以上減らすことができます。また、家具の固定化率を100%にすれば7割減となります。津波被害についても同様です。避難を迅速化して、地震発生から10分後に全員が避難を開始できるようになれば、津波による死者は6割減になります。これに避難ビルの有効活用が合わされば、さらに4割減となるといいます。

こうして減災対策が万全に機能した場合、最悪32万3,000人の死者数を8割減の6万1,000人まで減らすことができますのであります。減災の取り組みがいかに大切か、改めて感じさせられます。地方自治体は、防災計画を策定し、地域の実情に合った対策の立案を急がなければなりません。また、先ほども申し上げました老朽インフラの修繕、耐震化など、中・長期的に進める対策には多額の資金も必要になってまいります。

そこで質問ですが、財政再建と社会保障の充実という消費税法案の審議の中で、増税を当て込み、事前防災及び減災等を目的に公共事業が復活しようとしている動きについて市長の認識をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員の御質問にお答え申し上げます。

財政再建、社会保障の充実というような名前をかりて公共事業が復活するのではないかとということでございます。これは前にもお話をさせていただいたように、今回の税改革の一番の大きな目的は、社会保障の安定財源の確保ということがうたっております。また、財政の健全化を同時に達成していこうという形の中で1,000兆円にも及ぶ、いわゆる国の借金をいかに軽減していくかということが大きな観点であろうというふうに思っております。

そうした形の中で、国民のほうから増税という形の中で求めるわけでございますので、いわゆるそういったような新規の国債の圧縮であるとか、あるいは国債発行を減らしていくということが目的であります。そういうような状況の中で、公共事業をやたら復活していくということに対しては、許されるべき問題ではないだろうというふうに思うわけでございます。その辺のところはしっかりと押さえていかないと、この関連法案というものについてはおかしくなってしまうというふうに思うところでございます。

しかし、いわゆる防災、減災という立場におきましては、昨年12月、あるいはことしの1月等々におきまして、国のほうから3次補正、4次補正という形で非常に大きなお金が補正として組まれておるわけでございます。これは、やはり復旧、復興という形の中での限られ

た1つの目的で示されたものでありますので、これはしっかりとやっていかなきゃならないというふうに思っております。

復旧、復興がおくれておるといことが言われております。この場をかりまして、私どもの職員もこの10月からこの年度内、3月まで、いわゆる技術者を派遣してほしいということで職員のほうが参ります。そういった形の中で、復旧、復興に対するいち早い、それぞれの地域における社会資本の充実というものは、これは急ぐべきだろうというふうに思います。

先ほども言いましたように、一部のエコノミストが税収を確保するためという大義名分をつくりながら、公共事業の復活ということにつきましては、慎重にやらざるを得ないというふうに思っております。まずは、いわゆる財政の健全化をどう図るかということが国民の周知だと思えます。そうでないと、消費税増税はあり得ない、国民が納得できないというふうに思うところでございます。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 全くそのとおりであります、その防災、減災に対する取り組みというのは公共事業として必要なものだ、それはあるんですけども、その財源を今一部のマスコミであるとか、市長がおっしゃった一部のエコノミストは、当て込んだその税金で、増税した分で公共事業に使うんだというふうな捉まえ方をされている方がいらっしゃいます。先ほども言いましたけれども、社会保障の安定化ということを目的にした消費増税でありますので、その増税した分は社会保障に限定して使われるべきというのは、全く市長と同じ思いであります。誰も消費税を好んで、上げなしようがないなという人はいても、上げてうれしいという人はいらっしゃらないわけで、僕も個人的には、はっきり言って嫌です。嫌けれども、先ほど市長がおっしゃった、やむを得ないという部分があるのであります。けれども、同時に、そういうタイミングで8月29日ですか、南海トラフの想定ということがありました。社会保障というのは人のそういうところを守るものでありますけれども、その防災、減災と同時に、財産・命を守らなきゃならない事業が同時に重なっているのであって、これ以上赤字国債というのをふやすわけにはいきませんが、必要な取り組みというのは、やっぱり国主導でやっていただかないと、地方では到底賄い切れない。

この弥富市でも、小・中学校の耐震化は既に済んでおります。我々も事あるごとに防災の話になりますと、避難所をつくってくれと。今回の一般質問でもいろいろございますが、その前に、弥富市の今度新しくできる日の出小学校、また弥富中学校は新設ですので大丈夫ですけれども、そのほかの避難所となっている公共施設の耐震化はいいんですけども、老朽化というのがかなり迫ってきているということ、まず知らなければなりませんし、前回、9月でしたかの質問で財政課のほうにお聞きしたら、アセットマネジメントを取り入れて、なるだけこの経費を少なくして長寿命化を図っていく、そういうことも大事ですし、いかに

防災、減災というものにつなげていくか、これが一番大事なことであって、また先ほど伊藤正信議員の質問でもありました地域をつなげる、この防災という取り組み一つが経済の活性化とともに地域のきずなを深めていく、一つ景気回復の本当に教訓とするならば、景気回復のチャンスと捉えて、前向きにさまざまな事業に取り組んでいく必要が地方には僕はあるんじゃないかなと思います。

今後、まだまだ細かいことがこれから決まってくんですけども、今の国政を見ていると、本当に何といいますか、党利党略といいますか、私、政党の人間でそういうことを言うのもなんですけれども、本当にいいかげんにしてもらいたい、そういうふうな思いであります。

ただ、地元でこういう減災に対する取り組みに関しては、景気に関しても、地域とのつながりというものが一番基本になってくるものだと思いますし、それに応じて公共事業の必要性ということも誤解のないように、地域として取り組んでいけるように進めていただきたいと思います。

今回、ちょっと抽象的な質問になってしまったんですけども、消費税といいますと、国が勝手に決めているものだというようなものがありますが、決してそうではなくて、我々弥富市に住む一人一人にかかわってくる問題ですし、行政にしてみれば、増税したんだから、もうちょっと税金を上手に使ってくれよというような思いが、また市民のほうからも来るんじゃないか、そういうふうに思います。ぜひとも、この社会保障、せっかくそのために市民に血税をお願いするわけでございますので、どうか今後も市として社会保障の充実に向けて、また無駄を削減して、今回の政策にかなった施策を弥富市として施行していただくことを切にお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は2時とします。

~~~~~

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。よろしくお願いします。

私は、大きく分けて3件の質問をさせていただきます。

第1件目は、空き家対策ということでございます。これは、きのう大原議員からも質問が出ましたけれども、重複しないように進めさせていただきたいと思います。

少子・高齢化が進む中、管理の行き届かない空き家が増加しております。私の住んでいる

旧西中地、これは農家側でございますけれども、17軒のうち2戸が空き家になっております。総務省が2008年に出した住宅土地統計調査によると、全国総数5,759万戸のうち、空き家は13.1%を占め、前回の調査よりも0.9%増加したということでございます。また、65歳以上の高齢単身世帯も前回調査から22.4%増加し、414万世帯で、過去最高であったということでございます。

全国の住宅総数は、住んでいる住宅、住人がいる住宅は4,961万戸で、昼間に一時利用されている住宅などを除く757万戸が空き家であったということでございます。総務省はその理由としまして、都市部への人口流出や独居老人が施設に入るなどし、空き家になるケースが多いと、そう説明しております。

さて、弥富市の現状は、20年3月に一般質問で空き家対策について質問されております。そのときの答弁で、対象と思われる空き家は47件あるが、修理や撤去は、私有財産であり、行政介入には限度があるため、所有者に対し、安全かつ適正に管理してもらうようにということで呼びかけるという答弁でございました。それ以降の指導はどうかされていますか。そして、是正された件数はありましたか。また、あれから3年近くたっていますが、現在、何戸になっていますか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

昨日の答弁と一部重複するかもわかりませんが、全体47件のうち、9件に対しまして適切な管理のお願いをさせていただきました。

今回、御質問があるということで再確認いたしましたところ、うち2件につきましては、更地になっているか、またはアパートが建っているといった形で是正されております。あと7件につきましては、是正されていないというのが現状でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

放置されたままの空き家は、管理不全の状態になると、瓦や外壁の落下または建物自体の倒壊により、近隣者及び通行人への危害を与えます。市民の安全と安心にかかわる防災、これは火災の危険でございます、防犯、青少年犯罪等の発生の可能性でございます、といった保安上の問題、景観上の問題、におい、騒音、シロアリ等、衛生にかかわる問題が発生し、生活へ悪影響を与える大きな問題となっております。

放置空き家の問題の原因は、所有者に起因するものとしましては、所有者の所在が不明、相続問題が発生し、相続人が不確定、管理不全な状態にあるにもかかわらず、放置空き家としての認識がないということです。地方自治体からは、法的な根拠がないため、市からの命令措置が行えない、このような理由から市民の生活環境に及ぼすおそれのある空き家が放置

され、管理不全の状態になっております。安全で安心な地域づくりに寄与するためにも、危険空き家等、適正管理に関する条例を制定する必要があると思います。条例を制定し、その条例に基づいて行政による指導、勧告、命令、公表等を可能にし、地域住民が安全で安心の地域づくりを実施すべきであると考えますが、どうでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、空き家等の管理条例を制定している自治体もふえているのが現状でございます。

内容といたしましては、調査、指導、あと勧告、続いて命令、そして所有者の公表、場合によっては代執行という形になっております。その一部または全部を規定しているというのが条例の内容になっておるようでございます。また、一部では過料を科している自治体もございます。

議員も御指摘のとおり、空き家等の管理条例の対象建物といたしましては、倒壊のおそれがあること、自然現象により建物が飛散するおそれがあること、廃棄物の不法投棄場所になっていること、病害虫または悪臭の発生場所になっていること、野犬等のすみ家になっていること、また火災予防上危険な建物の場合などとなっております。そういった厳しい要件になっております。

平成21年に市の顧問弁護士にも相談いたしましたけれども、行政としては、その段階におきましては効果的な対応ができないということで、建築基準法についても代執行の実績がないというようなことでございました。

今後、再度調査するというのは、まず最初にさせていただきたいと思っております。それによって空き家の適切な管理をお願いしていきたいと考えておりますけれども、先進自治体の例を研究いたしまして、その結果として条例を制定する場合につきましては、先ほど言いました、どこまでの条例を作成するかといったこともございます。また、代執行まで考える場合につきましても、他に被害が及ぶおそれがあるとか、相続等によって管理人がいないなど特別な場合に限るということを考えております。

いずれにいたしましても、今後、検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 参考に、中日新聞の8月26日のサンデー版に「ふえ続ける空き家」ということで、これは本当にこのまちだけの話じゃなくて全国的な話でございますので、ぜひともやっていただきたい。検討するということじゃなくて、ぜひとも、皆さん困っておみえになるのでやってほしいと思います。



また、私も二、三の条例を持っていますが、こういう条例を制定しているところも研究していただいて、空き家対策を進めていただきたいと思いますという次第でございます。よろしくお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 危険家屋、空き家という形につきましては、平成20年のときに佐藤議員のほうから御質問をいただきまして、我々もその後、検討をさせていただきましたけれども、弁護士等にも、先ほど所管のほうから答弁させていただきましたけれども、個人の財産という形の中で大変厳しい問題もあるということでございます。

住宅用地を空き家をした場合には、今度は雑種地という形の中で固定資産税のほうも非常に大きくかかってくる、あるいはまた個人としては家屋を壊すだけでも大変多額なお金がかかるというような状況でございます。

先進市町、東京都の足立区のほうでは、補助事業という形の中でお考えになってやってみるところもあるわけでございますけれども、いずれにしても、それは条例を定めながらも補助事業という形でございます。

私どもといたしましては、今回、この件につきまして幹部会を開いたところ、やはり本当に相続権のない人、あるいは管理をする人がないような状態のところ、これについては、一度きちっと今現在の空き家について再調査をしながら、このところについてはもうどうしようもないよというようなところを定めていきたい。そして定めた結果といたしまして、また議員のほうにもお諮りをしながら、条例ということではなくて、その場に限りお話をさせていただきながら、その善後策を講じていくということをまずやっていきたいというふうに思っております。

条例で定めた場合においては、あるべき論という形になってしまいますので、大変難しい課題も出てきます。今の現状の調査を再徹底して、そしてその順位化をはっきりとつけていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。空き家対策ということで一步前進したということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、再生可能エネルギーについてお尋ねしたいと思います。

これもきょうの朝でございますけれども、鈴木みどり議員がやられましたので、重複しないようにやりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

東京電力の福島原子力発電所が事故を起こし、放射能漏れの事故が起きてから1年5カ月たちました。事故後、日本の原子力発電所が全基停止、点検に入りました。電力会社は、夏場の電力需要が厳しく、暑い夏場は乗り切れないということで、市民や企業に大きな節電目

標を掲げ、節電するか原発を再稼働するかという大きな課題を投げかけました。先々月、政府は、遂に関西電力の大飯原子力発電所の稼働を認めました。

そこで、市長さんにお尋ねしたいと思います。きのうも共産党の議員の方から御質問がありましたけれども、再度お願いしたいと思います。

市長は、今後も原子力発電を稼働すべきだと思いですか、それとも原子力発電所に反対ですか。イエスかノーというよりも、今後、将来的に原子力発電をどのようにすべきだと思いですか。よろしく、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

この問題につきましては、再三今までほかの議員のところについても自分自身の考え方を述べさせていただいておるところでございます。また、国民的な運動であるとか、あるいは国のほうでもいろいろと広く国民から意見を聞くということをしているわけでございます。

今、そういうような状況の中で、私は、すぐにはできません。それは原子力もエネルギー構成比としては25%強あるわけでございますので、これは生活であるとか、経済社会そのものが混乱をしてしまうというような状況でございます。しかし、国の施策の中ではっきりとその方向を定めて、やっぱり長期的には脱原発、原発ゼロの社会というのが望ましいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

日本の原子力発電は、現在、55基、4,958万キロワットあり、日本総発電量の約23%を原子力発電で賄っております。

皆さん、再生可能エネルギーということをお知りでしょうか、失礼な言い方で申しわけございません。再生可能エネルギーとは、皆さんが家庭の屋根に上がっている太陽光及び風力発電されたものです。再生可能エネルギーは、国が固定価格で買い取る制度が7月1日から開始されました。開始されてから、現在、1カ月間で総出力は56万キロワットであり、政府が年間目標である250万キロワットの約2割、1カ月で2割に達しております。そのうち、太陽光は44万キロワットで出力の78%で、残りは風力発電になりました。申請件数につきましては、99%が太陽光発電が占めていたということでございます。

参考に申しますと、太陽光の買い取り価格は1キロワット当たり42円で、一度決まると20年間変わらないということでございます。日経新聞によりますと、太陽光で数百キロワットの発電施設であれば工事期間も短くて済み、各地で遊休地や会社の屋根に設置したという事例が多く載っております。

また、8月14日の中日新聞に「発電中学校は宝の山」という記事が載っております。そ

れによりますと、長野県の須坂市の市立中学校の体育館や屋根に440枚のパネルを並べ、年間15万3,600キロワットを発電するというものでございます。それは一般家庭の40世帯分の電力を賄う量であるということで、その電力につきましては、中部電力に売電する予定であるということでございます。設備費は約4,000万、売電収入からいきますと、大体7年から8年で設備費は償却できるそうです。

私は、次のことが大事だと思いました。というのは、この中学校は災害時に避難所となり、中学校の体育館の一角に非常用電源装置を2台置き、停電時に照明や通信機器の電源として利用するという予定であるそうです。災害時には停電になりますので、この電力を利用することができ、非常に大きなメリットがあるということでございました。

ここで、お尋ねしたいと思います。我が弥富市の避難所に指定されている学校、保育所の施設には、非常用の発電機器は備わっておるのでしょうか。この発電機器は、災害時には停電になることが予想されますが、避難所の非常用電源に使用することができるか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、まず学校の関係につきまして、小型発電機の配備状況についてお答えさせていただきたいと思いますが、この質問がありまして学校のほうへ調査をいたしましたら、弥生小と弥富北中学校がちょっと未配備になっておりましたので、早急に配備していきたいというふうに考えております。他の学校につきましては、配備が済んでおります。よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 保育所についてお答えいたします。現在、保育所の中で避難施設に指定されておりますところは、全て非常用発電機を備えております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

避難所での機械器具の使用がわからず、混乱することが想定されます。昼間であれば先生方がお見えになるが、夜となると現場がさっぱりわからなくなります。どこに何があるかわからないので、避難所への避難訓練を行ってほしい。また、地域の人々に器具の説明、使用方法等を知っていただく必要があると思いますので、ぜひとも避難施設への避難訓練を一回実施していただいたらどうでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所等に設置してあります機械器具等の周知というのは、これは必要なことだと思っております。今、避難訓練というお話をいただきましたけれども、

どのレベルでの訓練を行うかというのは一つあるかと思えますけれども、地域等で避難訓練などを行われる場合ですが、要請があった場合につきましては、防災安全課のほうで対応させていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 地域云々という話がございましたけれども、行政サイドで一回こういうふうに避難訓練をやるということ呼びかけていただいて、皆さんが集まっていられるようにしていただくことはできないでしょうか。地域でやれということだけでも、なかなか難しいことが出てくるかわからんですけれども、行政サイドで一回、ここが避難所だ、集まって、皆さん一回避難訓練をやりましょうということ呼びかけていただくということはできないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもは、先週と、そして今週、それぞれの学区の中において防災訓練をしていただくわけですが、そういった訓練の状況の中において、その項目、いわゆる避難所におけるそれぞれの設備の機器の使用方法について、そういう項目をつけ加えたらどうでしょうか。そうした形において一緒になってやっていけるのではないかなあというふうに思っておりますので、ぜひ防災安全課のほうで地域の皆さんと検討させていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。ぜひとも避難訓練をやっていただいて、地域の方に避難所というのをわかっていただきたいということでございますので、よろしく願いしたいと思えます。

続きまして、3点目でございますけれども、財政的な問題があると思えますが、原発依存を少なくするためにも、学校、弥富市の普通財産の遊休地で太陽光発電を行って、再生可能エネルギーによる電力確保をする必要があると思えます。日本の小・中学校に太陽光発電を行えば、原子力発電の一部を賄えるのではないかと私は思います。また、避難所の非常用電源にも利用することができます。住宅用太陽光発電については、23年度決算で880万円が補助されております。弥富市でもその原発の代替えエネルギーのためにも、その一步を踏み出すべきであると思えます。市長より新しい公共施設については太陽光発電を設置する計画はお聞きしておりますが、新築の現場だけではなく、避難所がある体育館、学校等に設置を考えるべきであると思えますが、市長さん、どうでしょうか。よろしく願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） それぞれの公共の施設に対して、あるいは避難場所について自家発電的な形の中における太陽光発電の設置ということは、やはり望ましい形であろうというふう

に思っております。

しかしながら、今現在、建設中のものというところを最優先していきたいというふうに思っております。他の公共施設における太陽光発電の装置につきましては、検討課題とさせていただきます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

私は、将来のためにも原子力発電からほかのエネルギーに移行するよう、少しでも我々が頑張るべきであると思います。ぜひとも太陽光発電について、公共施設でもやっていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、3点目でございます。学校の統廃合についてお願いしたいと思います。

来年、新たに日の出小学校が開校します。昨日、学校の生徒数を表にして出されましたが、我々としては字が小さくて非常に見えにくくありましたので、再度お願いしたいと思います。

弥富の各小・中学校の5年後の生徒数を教えてください。行政が把握している年代ごとの住民統計から各小学校の生徒数は推定できると思います。よろしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、各小・中学校の現在の児童・生徒数と5年後のそれぞれの児童・生徒数ということでございますが、昨日も教育長のほうからパネルを提示させていただきましたが、ちょっと字が小さいものですから見えにくかったということでございますので、言葉で発表させていただきたいと思います。

5年後の人数ということでございますが、これは住民基本台帳、それから外国人登録人口の台帳の人数となりますので、転入とか転出、そういった未確定の数字はまず含んでおりませんということと、それから外国人の方で就学していない児童や生徒の方や、それから私立の小・中学校に行ってみえる方、それから養護学校等に通学してみえる児童・生徒さんも見えますので、実際には今からお答えする5年後の数字につきましては、お答えする数字よりも若干人数が少なくなるのではないかとこのように推察しております。

それでは、まず最初に、小学校の児童数についてお答えいたします。

弥生小学校がこの平成24年5月1日でございますが627名で、5年後には618名ということで9名の減少になります。

それから、現在、桜小学校が985名でございますが、来年度、平成25年度には分離されまして、その残った桜小学校が398名になります。その5年後平成29年度でございますが、481名ということで83名の増加になります。

それから、（仮称）第2桜小学校、25年度に開校されるわけですが、当初につきましては587名で、5年後には637名ということで50名の増になります。

それから大藤小学校が174名で、5年後には155名で19名の減。

栄南小学校が130名で、5年後には124名で6名の減。

白鳥小学校が324名で、5年後には273名で51名の減。

十四山東部小学校が164名で、5年後には156名で8名の減。

十四山西部小学校が139名で、5年後には124名で15名の減となります。

結論から言いますと、桜小と（仮称）第2桜小学校は増加となりまして、それ以外の小学校は減少ということになります。

小学校全体では、今、2,543名でございますが、5年後には2,568名で25名の増となるということでございます。

続きまして、中学校の生徒数でございますが、弥富中学校が632名で、5年後には641名で9名の増。

弥富北中学校が502名で、5年後には474名で28名の減。

十四山中学校が178名で、5年後には168名で10名の減となります。

弥富中学校が増加となり、弥富北中学校と十四山中学校は減少となるということで、中学校全体では1,312名、5年後には1,283名で29名の減となります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

学校の適正規模は、国の基準では12学級から18学級となっております。きのうの一般質問で佐藤博議員がしっかり質問されましたので、私は要望をさせていただきます。

学校の小規模校や大規模校の弊害は、教育委員会もよく御存じであると思います。難しいと思いますが、子供たちのために将来計画を立て、少しでも早くこれらの学校が適正規模で教育を行うことができるよう要望いたします。

終わります。どうもありがとうございました。要望ですので結構です。

議長（佐藤高清君） 次に山口敏子議員、お願いします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、きょう最後の質問をさせていただきます。

1点、市営火葬場、潮見台について質問させていただきます。

私ごとになりますが、この半年間で身内3人ほど送りました。もちろん、当市ではございません。人口39万人の豊中市ではおじを、220万人の名古屋市ではいとこを、140万人の川崎市は兄でした。この3市で経験しました。3市とも当市とは規模は違いますが、大切な人を送るということは一緒のことでございます。

初めに豊中市は、子どもには考えられない場所にこの市営火葬場がつくられておりました。当時は豊中市の外れだったかもしれませんが、現在は住宅地の真ん中で、マンションが林立

する、その中に火葬場がございました。地区の方は大変苦労されているなと思いました。これは現在の住宅事情の縮図のようでした。

それから、現在、名古屋市は八事斎場で、この斎場もつくられた当時は八事の山の中、私たち子供のときにはそう思っていました。現在、八事は高級住宅街になり、大学がたくさんでき、今ではマンションの間を縫ってその斎場に行く、大変な地域でございます。

私は、この中で一番見本にしたくないところは名古屋市だと思いました。あの220万人の都市でありながら、こういう施設が市内では1カ所しかございません。もうあと1カ所は、何かできるようなことにはなっておりますけど、現在はまだ1カ所、施設がないという現実ですから仕方がないかもしれません。この弥富市からも一番近いので、市民の皆さんも知人とか家族の中で経験された方もお見えと思います。名古屋市には、たくさんすてきな葬儀会館がございます。通夜も告別式もその葬儀会館で厳粛に、それは丁寧なお別れの式が行われ、でも、一番最後の八事でのお別れのときはどうでしょうか。職員の方も、きちんとした服装の方もお見えですが、私の目には作業服でマスクをし、まるで清掃道具を持った方が目立って、何か不謹慎な言葉でございますが、工場か作業所のような感じがしたのは私だけだったでしょうか。何の尊厳も感じられず、ただ慌ただしさの中で流されていったという感じがいっぱいございました。

私が一番印象に深かったところは、兄を送りました川崎市でした。140万の都市ですから、現在、ここには2カ所の斎場があるということを知りました。私の兄は緑の豊かな高台にあるところの斎場がございました。葬儀会館で告別式を終え、市葬祭場に向かいました。建物は重厚な石づくりで、中は大理石風の床で、とても落ちついていてゆったりとした、炉の間隔も広くとってありました。このホールに入った瞬間に冷房が効いていました。そしてゆったりとした時間が流れました。職員の方々もきちんとした服装で対応していただきました。その中で最期のお別れも厳粛に終え、家族の一人として、ああ、ここで送れたと安心しました。心からここでよかったと思いました。

我が弥富市の潮見台火葬場は、つくられた当時とは現在の環境は大きく変わりました。当初は弥富市の中でも一番南の端で、その先は伊勢湾のため、潮見台と名がつけられたと思います。その後、木曽岬干拓ができたくらいでした。でも、現在は、鍋田ふ頭ができ、周りには伊勢湾岸の高速道路ができ、倉庫群が建ち、有名企業も建ちました。八穂クリンセンターもでき、現在はその道路の工事中で、潮見台近くまでその工事が進んでおります。

潮見台は、年間を通して休みのない業務です。近年の夏は、酷暑と言われるくらい大変暑い日が続いております。この最期のお別れの場所、収骨だとか、そういう儀式が行われます。暑いからといっても、窓、扉などはあけるわけにはいきません。道路の高いところからは、この部屋が見えることもありそうです。御遺族、御家族のことを思いますと、ここに空

調設備を調べてはどうでしょうか。御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 山口議員にお答えいたします。

現在の火葬場は、昭和50年4月から稼働し、現在に至るわけですが、運転開始時は、火葬棟、管理棟の待合室にも空調設備がありませんでした。時代の流れで、夏はクーラー、冬はガスストーブを待合室に設置し、長い間経過してきましたが、一昨年とことしてエアコンに改修いたしました。

議員御指摘の最期のお別れの場所にも空調設備をとということですが、昨今、非常に暑い日が続き、熱中症になりやすくなっております。特に斎場内はガラス張りとなっており、日当たりもよいため高温になりやすく、冬は非常に寒い環境となっております。

今後、空調設備を設置していく方向で考えてまいりますが、関連する工事も発生するため検討させていただきます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） いいお返事をいただきまして、ありがとうございます。やっぱり一度しかないところでございますけれども、いい環境でお送りできたらと思っております。

当市もこの仕事を平成23年度より業務委託がされ、1年が過ぎました。待合室も1棟増築されました。以前は20名以内にと、かなり厳しい人数の制限があったようですが、今はどのようなになっておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 一応30名以内となっておりますけれども、バスの関係で35名くらいまでは……。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。ちょっと前までは20名以内にしてくださいとか、かなり厳しくあったんですけれども、この待合室が1棟できたために、ゆったりとお茶と、それからお弁当を使って待っていらっしゃる御遺族、御家族が見えるということをお聞きしました。本当にそれはうれしいことでございます。

それから、業務委託後、職員の方はとても丁寧で、優しく、服装もきちんと整えられ、厳粛に行われているとお聞きしております。

それから、家族の一員として一緒に暮らしてきたペットの動物たちも、以前は炉の奥の隅っこに、段ボール箱に入れて、そこに置いておいてちょうだい、そのようなくらいで、そういうような処理をされたということで、私も何頭かの犬を持っていったことがございます。それが現在、業務委託された職員さんが、あいていた小さなお部屋の片隅にペット専用の小さな祭壇がつくられ、犬・猫の小さな動物の置き場として整えられておりました。このこと



を見ましても、職員の方の心配りが見られております。この点からも業務委託のよいところが出ていないかなと思えてなりませんでした。

誰でも一度はお世話になる、避けては通れない大切な施設です。待合室棟から庭、入り口の緑地帯、それもとてもきれいに整えられています。我が弥富市の斎場、潮見台霊園も緑豊かな美しい環境の中で、より整備された市営火葬場にますます運営されることを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~

午後2時45分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田正樹

